

**第3期（平成25～27年度）**  
**練馬区障害者地域自立支援協議会**  
**活動報告書**

**平成28年（2016年）3月**

**練馬区障害者地域自立支援協議会**

## はじめに

このたび、平成 25 年 4 月から行っている第 3 期練馬区障害者地域自立支援協議会が 3 年間の会期の終了を迎えることとなりました。

第 3 期自立支援協議会では、練馬区が重点的に検討すべき課題に基づき、「権利擁護」、「高齢期支援」、「相談支援」、「地域移行」、「発達障害支援」をテーマとした専門部会を設置いたしました。専門部会において、テーマに応じてさまざまな課題について協議し、その協議内容を全体会に報告することで議論を深めてきました。

練馬区障害者計画・第四期障害福祉計画策定時には、専門部会および全体会において区内の障害福祉関係者が協議してきた地域における課題と課題に対する取組等に関する意見を施策に反映するため、障害者総合支援法に基づき、自立支援協議会から意見書を提出しました。

第 3 期自立支援協議会の会期終了にあたり、全体会および各専門部会の活動内容をまとめましたので、ここに報告させていただきます。

平成 28 年 4 月に障害者差別解消法が施行され、障害者総合支援法の改正が国会で審議されるなど、障害者福祉の関連法令は様々な改正・制定を重ねています。こうした法の改正を踏まえて、障害者が将来にわたり安心して生活するための課題を検討するため、自立支援協議会の役割はより重要となります。

次期の自立支援協議会では、第 3 期自立支援協議会の議論を踏まえて、より充実した協議の場となるよう、さらなる発展を期待いたします。

最後になりますが、3 年間に渡り、毎回活発な協議と積極的なご参加をいただいた委員の皆様、感謝申し上げます。

平成 28 年 3 月

練馬区障害者地域自立支援協議会

会長 高橋 紘士



# 1 練馬区障害者地域自立支援協議会について

## (1) 練馬区障害者地域自立支援協議会の役割

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 89 条の 3 に基づいて、障害者等への支援の体制の整備を図るため、障害者とその家族をはじめ地域の障害保健福祉関係者等が連携し、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議する場として、練馬区では平成 20 年 2 月に練馬区障害者地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）を設置、平成 20 年 2 月から平成 22 年 3 月まで第 1 期、平成 22 年 4 月から平成 25 年 3 月まで第 2 期自立支援協議会を開催しました。

第 3 期自立支援協議会は、平成 25 年 4 月から平成 28 年 3 月までの間、全 9 回の全体会と全 41 回の専門部会を開催し協議を行ってきました。

また、障害者総合支援法に「障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない」とされており、練馬区障害者計画（平成 27 年度～平成 31 年度）・第四期障害福祉計画（平成 27 年度～平成 29 年度）の策定について、当協議会から意見書（資料 23 ページ参照）を提出しました。計画策定後は、計画の進捗状況の確認やそこから導き出される課題の明確化、次期計画策定への課題等の抽出などを行っていきます。

### 障害者総合支援法による自立支援協議会の位置づけ

（協議会の設置）

第 89 条の 3 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連携を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

（市区町村障害福祉計画）

第 88 条第 8 項

市町村は、第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

## (2) 第3期の主な協議事項

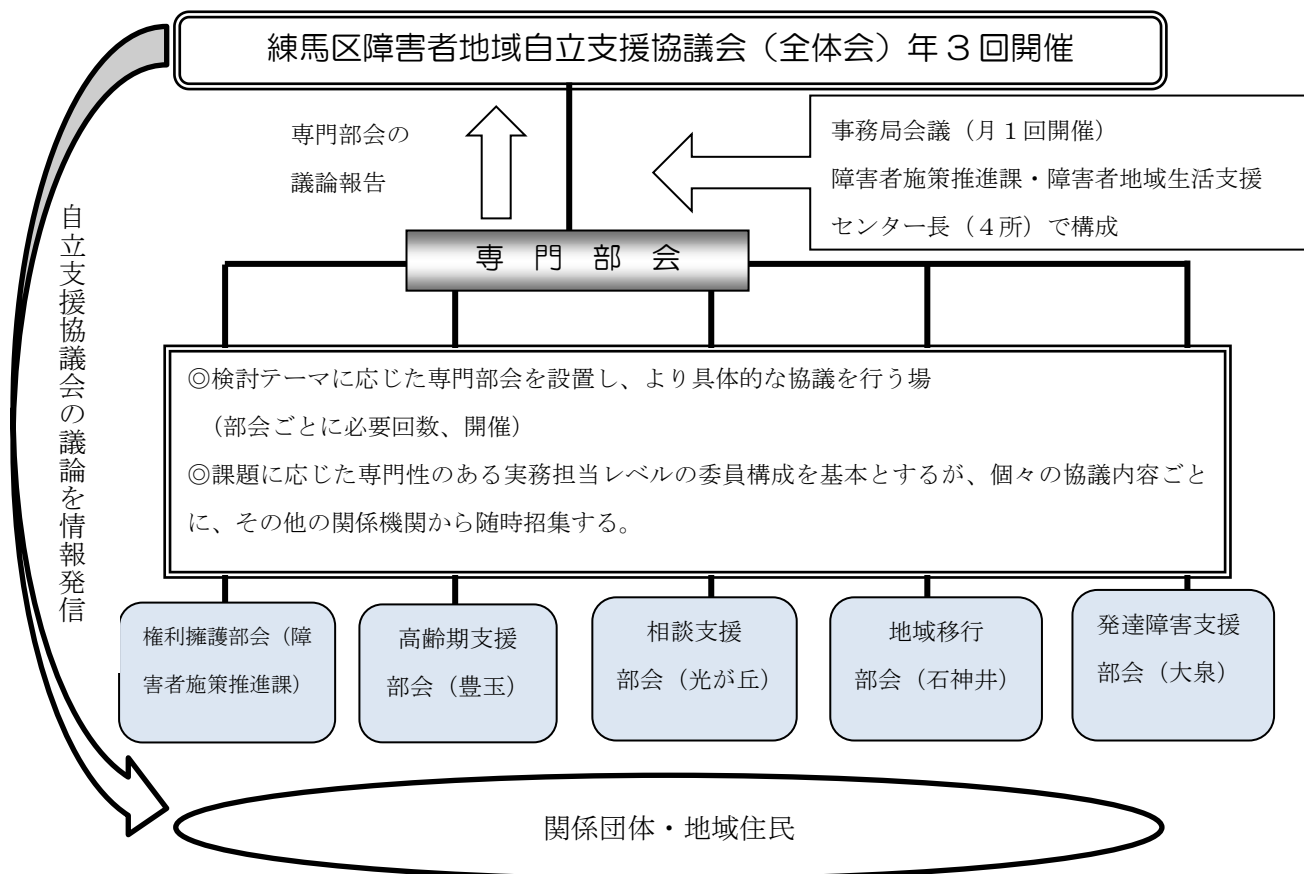
- ① 相談支援ネットワークの推進に関すること
- ② サービス等利用計画の評価・相談支援事業者の育成に関すること
- ③ 障害者虐待防止に係るネットワークの構築に関すること
- ④ 成人期の発達障害支援に関すること
- ⑤ 高齢期を迎える障害者の支援に関すること
- ⑥ 地域移行・地域定着支援に関すること

## (3) 第3期の専門部会の設置

地域における課題の抽出と協議を行う場として、以下のとおり障害者施策推進課および障害者地域生活支援センターを事務局とする専門部会を設置しました。

- ① 権利擁護部会（事務局：障害者施策推進課）
- ② 高齢期支援部会（事務局：豊玉障害者地域生活支援センターきらら）
- ③ 相談支援部会（事務局：光が丘障害者地域生活支援センターすてっぷ）
- ④ 地域移行支援部会（事務局：石神井障害者地域生活支援センターういんぐ）
- ⑤ 発達障害支援部会（事務局：大泉障害者地域生活支援センターさくら）

## (4) 第3期の全体会と専門部会との関係



## 2 全体会の活動概要

### (1) 全体会の開催状況と主な議題

回	年 月 日	主な議題
第1回	平成25年7月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・練馬区障害者地域自立支援協議会について</li> <li>・次期障害者計画の策定等について</li> <li>・練馬区におけるサービス等利用計画の取組状況</li> <li>・ヘルプカードについて</li> </ul>
第2回	平成25年11月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門部会からの報告</li> <li>・専門部会からの協議（発達障害支援部会）</li> <li>・こども発達支援センターからの報告</li> </ul>
第3回	平成26年3月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門部会からの報告</li> <li>・専門部会からの協議（相談支援部会）</li> <li>・障害者基礎調査の結果について</li> <li>・障害者計画・第三期障害福祉計画の進捗状況について</li> </ul>
第4回	平成26年7月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門部会からの報告</li> <li>・練馬区障害者計画・障害福祉計画に対する意見について</li> </ul>
第5回	平成26年11月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門部会からの報告</li> <li>・専門部会からの協議（高齢期支援部会）</li> </ul>
第6回	平成27年2月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次期練馬区障害者計画・第四期障害福祉計画（素案）について</li> </ul>
第7回	平成27年7月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門部会からの報告</li> <li>・専門部会からの協議（地域移行部会）</li> </ul>
第8回	平成27年11月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害を理由とする差別の解消の推進に向けた取組について</li> <li>・専門部会からの報告</li> <li>・第4期練馬区障害者地域自立支援協議会に向けた検討課題について</li> </ul>
第9回	平成28年3月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門部会からのまとめの報告</li> <li>・第3期障害者地域自立支援協議会活動報告書について</li> <li>・第4期障害者地域自立支援協議会について</li> </ul>

## (2) 専門部会からの協議事項と全体会の主な意見

第2回全体会 平成25年11月11日開催

発達障害支援部会からの協議（練馬区立大泉障害者地域生活支援センターさくら）

### 1 専門部会での協議内容

#### (1) 各機関・事業の支援状況

- ① 発達障害の支援を目的として計画・実施されている事業を除けば、各機関とも支援の狭間となっている発達障害者を受け入れ、試行錯誤している状況である。
- ② 各機関の取組の中に、今後の支援検討にあたり有効な取組がある。

#### (2) 各事業から見える発達障害の生活過程の課題

- ① 本人、家族にとっての診断、受容の課題があり、診断イコールその後の道筋を示すものではない。
- ② 乳幼児期以降、支援が途切れる傾向がある。
- ③ 特別支援学校進学が増加する一方その後の進路選択が難しいケースが多い。
- ④ 生涯を通じて、相談の窓口や対応できる医療機関が少ない。
- ⑤ 就職後の発達障害の顕在化や不適応の課題や、就業先での対応の難しさがある。

#### (3) 支援のあり方の課題

- ① 個別性を重視した柔軟な支援の仕組みや、プログラムのあり方が必要である。
- ② 曖昧な障害範疇を包括できる相談、支援の仕組みおよび発達障害の啓発が必要である。
- ③ 本人、家族、就労先、支援機関が相談できる窓口が必要である。
- ④ 家族の相談により、二次障害をある程度防ぐことができると考えられる。
- ⑤ 不適応状態を立て直すことができるプログラムが必要である。
- ⑥ 他の福祉サービスに合わない発達障害者がいることから、特性に合わせた、例えば働きながら学べる場等のプログラムが欲しい。
- ⑦ 体験学習できるような場が企業内、地域機関・団体内に欲しい。
- ⑧ 社会参加できるプロセスモデルの提示が、結果として社会啓発を進める。

### 2 全体会の意見

- ・本人、家族共に生きづらい状況を地域で支えることが共生社会につながる。相談できる場所、環境整備が必要ではないか。
- ・発達障害の方に必要なのは「サービスによる支援」ではなく「場の支援」ではないか。早期発見のためのシステムツールや、対人関係を支援するためのSSTプログラム等を提供できる場があると良いのではないか。

相談支援部会からの協議（練馬区立光が丘障害者地域生活支援センターすてっぷ）

1 専門部会での協議内容

(1) 相談支援のネットワークづくり

- ・障害者の地域生活は、児童期から高齢期までの長期にわたり、ライフステージによって複数の制度をまたいでの支援が必要となる。また、障害者の多様なニーズに応えるためには、福祉サービスやフォーマルな社会資源ばかりに依存せず、インフォーマルな社会資源を積極的に活用した支援が求められる。
- ・ライフステージに寄り添って支援を継承していく「縦軸のネットワーク」と、利用者を中心に支援者が情報を共有して支援連携を図る「横軸のネットワーク」が必要。
- ・セイフティネットとなる福祉事務所、保健相談所。ケアマネジメントを行う相談支援事業者。身近な相談相手となっているサービス提供事業者。民生委員はじめ、障害に限定しない地域の相談窓口。重層的な構造で、それぞれの特性を生かして協働できるネットワークが望まれる。

(2) サービス等利用計画作成体制の評価

- ・障害者ケアマネジメントの核になる制度であるが、現状は相談支援事業者も支給決定機関も事務手続きに追われている状態で、本来の目的である情報共有や支援連携が円滑に機能していない。
- ・過渡期の対応ではあるが、体制が整っていないことにより、セルフプランとなっているケースが多くあり、計画作成を形骸化させないためには、早期に適切な作成方法が選択できる環境を整えたい。
- ・十分な意思表示ができない障害者も多く、丁寧なアセスメントが必要であるが、日常的に関わっていることは少ない相談支援専門員では、情報収集や分析に限界。

(3) 地域の相談支援事業者の育成支援に関すること

- ・民間事業者の相談支援専門員はほとんどが兼務者1名体制。相談支援専門員の孤立やバーンアウトのリスクが高い。
- ・相談支援事業に安心して参入できる環境を整え、事業者数を増やして、相談支援専門員の負担を軽減したい。
- ・個々の地域生活の希望を実現するためには、丁寧なアセスメントが必要。
- ・小規模事業所となるので、個々の相談支援事業者の支援力向上とともに、それぞれの支援特性を生かした地域連携での交流による、相互育成の取り組みが望まれる。



#### (4) ライフステージを踏まえた切れ目のない支援

- ・ 児童期から高齢期までの長期の支援であり、児童期から成人期、成人期から高齢期への制度移行期での円滑な移行に向けた支援連携の仕組みづくりが必要。
- ・ 福祉事務所や保健相談所といった行政機関によるソーシャルワークや、インフォーマルな地域資源の利用による社会参加を通じて、ライフステージに寄り添って、障害者個々の地域生活を見守れる仕組みが必要。

### 2 全体会での協議内容

障害者の地域生活支援を、旧来の公助依存型から共助、自助を含めた共生型に転換、向上させていくために必要な相談支援及びネットワークの育成に向けて、次期障害者計画を視野に、中短期で優先的に取り組むべき具体的課題について協議をお願いしたい。

- ・ 個人情報を含む支援情報共有のシステムについて
- ・ 計画相談（障害者ケアマネジメント）を推進するための提案

### 3 全体会の意見

- ・ ライフステージを踏まえた切れ目のない支援のために、情報共有のツール等を活用して情報を引き継ぐ仕組みが必要ではないか。
- ・ 情報共有については、直接支援するスタッフだけでなく、周囲でサポートする人も含めて検討する必要がある。
- ・ 障害者、高齢者、児童と個人として議論することが多いが、複合的な課題がある家族等を支援するためには、地域の様々な支援機関の連携を強化する必要がある。
- ・ 公的機関と民間事業所、地域や学校など、様々な機能を有効に活用するために、各機関を有機的に結び付け、生活の様々な場面で相談が受けられるような面的整備ができる方が良いのではないか。

高齢期支援部会からの協議（練馬区立豊玉障害者地域生活支援センターきらら）

1 専門部会での協議内容

障害福祉サービスから介護保険制度へと、移行する際に生じる課題について協議するため、居宅介護サービス提供事業所（ニチイケアセンター中村橋）を招き、障害福祉サービスから介護保険制度への移行時の事例およびサービス提供事業所から見た障害福祉サービスの現状や支援内容について、報告を受け、協議を行った。

また、協議を補完するため、入所施設である「婦人保護施設いずみ寮」の見学を行い、施設退寮者への退寮後の生活支援や、高齢期を迎える方への支援を中心に事例報告を受けた。

(1) ニチイケアセンター中村橋の事例を受けた意見等

- ① 障害福祉サービスから介護保険制度への移行時に、キーパーソンになりうる支援者が誰になるのか不明確になってしまうことがある。サービス利用の移行時には書類など事務的な手続きをはじめとして、当事者や家族の負担や不安になる要素が多いことから、丁寧な引き継ぎやサービスの導入が求められる。
- ② 介護保険制度への移行による1割負担の発生をきっかけに、サービスの利用をやめてしまうことで、関係機関との関係性が途切れ、引きこもり化するケースがある。
- ③ サービスを利用することに対して、親が遠慮しがちな場合がある。家族がサービスの利用へと気持ちが向くよう、支援者側からのアプローチが必要である。
- ④ 家族の認知症の発症や加齢による家族内の力関係や介護関係のバランスが変化し、虐待が起きることもあるため、関係機関で早めの情報共有が必要である。高齢者相談センター支所が開催しているミニ地域ケア会議を活用し、支援方法の検討や情報共有している事例もある。

(2) いずみ寮からの事例報告を受けた意見等

- ① 性的搾取や障害特性から来る困難を抱え、高齢期を迎えてもなお社会から暖かく迎えてもらえない現状は、他の疾患や障害を抱えている人たちに対する偏見とも共通している面がある。ひとりずつ丁寧に高齢期の制度やサービスに結びつけながら、支援者も偏見を変えていく努力を行う必要がある。
- ② 高齢の障害者の場合、障害福祉サービスと介護保険サービスのどちらの利用が適切か考えながら、支援の現場では状況に応じて対応しており、サービスが不足する部分にどのように対応していくかが重要である。障害福祉と高齢者支援等他

分野との連携が必要であり、それらを結びつける相談支援の重要性を感じた。

## 2 全体会での協議事項

- (1) 一般的に言われる「65才の壁(障害福祉から介護保険サービスへ変わることで、サービスの変更や情報不足からの混乱、経済的な不安等)」について、区内における課題および解消方法等の協議をお願いしたい。
- (2) サービスを利用することに対してためらう気持ちがある場合、そうした思いをくみ取りつつ、適切なサービス利用に結びつけるためにはどのような支援が有効か。
- (3) 日中活動の場の提供に関しては、就労継続支援B型やデイサービス等の法制度によるものが主である。公的な制度以外も含め、日中活動の場を広げていく方策はあるか。

## 3 全体会の意見

- ・高齢期に関する課題を本人や家族が自覚することは困難。日常の相談を掘り下げていく中で課題が見えてきて、必要なサービスを提案できる支援が必要ではないか。
- ・制度やサービスに関する情報不足が不安感につながる。公的機関からの情報提供だけでなく、地域の方がお互いに情報を共有できる体制ができると良いのではないか。
- ・公的な施設だけでなく、地域やサークル、障害者団体等を通して、日中活動の場を広げられると良い。

地域移行部会からの協議（練馬区立石神井障害者地域生活支援センターういんぐ）

1 専門部会での協議内容

中野区地域生活支援センター「せせらぎ」で平成25年4月より実施している「居住サポート事業」の視察報告、他区の事例等をもとに、練馬区における障害者の地域生活における住まいの課題とその方策について協議した。

(1) 住まいの場の拡充と支援のあり方について

- ・老朽化したアパートから転居するときや病院から退院するとき、新しいアパートが見つからないという声を聞く。
- ・グループホームを勧めても本人が嫌がるケースがある。障害者の住まいが、グループホームや家族との同居だけでは、地域移行・地域定着は進まない。民間住宅など多様な住まいから選択できる仕組みがあつてこそ「誰もが住みやすい練馬」になっていくのではないか。
- ・不動産業者、物件の所有者へのフォロー体制、空き家活用の方策等についての具体的な方策の検討が必要である。
- ・他区で先行して行われている「居住サポート事業」や「居住支援協議会」の取組を練馬区でも検討するべきではないか。
- ・老朽化や不便な場所など家賃の安いところに障害者が集中すると地域に偏りが出てしまう。先進国では障害者は立派な建物に住み、設備の整った家に住んでいる。「障害者だからこそ良いところに住む」という発想の転換が必要である。
- ・どの地域も均等に賃貸住宅を借りられるようなまちづくりに向けて検討することが必要である。

(2) 障害理解のための啓発・交流・ネットワークづくりの推進について

- ・精神科病院もグループホームの事業を進めているが、周辺住民の反対もあり部屋が借りづらいため増設が進んでいない。入居者は患者だった人がほとんどで、地域の障害者を受け入れたくても受けられない状況がある。
- ・地域でいきいきと暮らす障害者が地域住民と交流することで、障害への理解や共生する心が育まれる。障害への理解が進むことで住まいについて多様な選択肢が増えていくことに繋がっていくのではないか。
- ・障害者の人も同じ地域に住む区民である。地域定着支援の観点からも保健・福祉・医療・行政やまちづくりの担当が協働で支援をしていく関係機関のネットワーク構築と相談支援体制の充実が必要である。

- ・グループホームの増設に向けて整備基準が課題になっている。特に消防法によるスプリンクラーの設置など、条件が厳しく増設が広がらないだけでなく、既存の施設の撤退の可能性もある。また、世話人の業務が広範囲であり、世話人の成り手が不足していることから、世話人など支援者へのサポートも課題である。
- ・グループホームのネットワーク事業が東京都の補助事業として平成 27 年度から始まった。1つの事業所ではうまくいかないこともネットワークの力で解決できることもある。

### (3) 高齢化に関する課題等

- ・親が元気なうちに、持ち家の活用や将来の住まいについて相談できる場所があるといい。
- ・親と一緒に入れるグループホームなど多様な施設があるといい。
- ・日中活動の場の多様化が必要である。障害者の高齢化に伴い、これまでの訓練型の作業所だけではなく、居場所的な場が増えていくといい。
- ・「日中活動の場」の拡充も大切であるが、集団の場が苦手な人への日中活動の場を探すのは難しい。障害特性をふまえて、アウトリーチなど訪問相談支援の充実が求められているのではないか。
- ・親の高齢化に伴い介護への課題や、虐待事例も増えている。障害者とその家族への具体的な支援の方策が必要である。

## 2 全体会での協議事項

- (1) 住まいの場の拡充と支援のあり方
- (2) 障害理解のための啓発・交流・ネットワークづくりの推進

## 3 全体会の意見

- ・住居に関する課題は、障害種別を問わず大きな課題となっている。貸主や不動産業者に対して理解を求めるだけでなく、必要な支援を導入するような仕掛けづくりが必要であり、居住支援協議会を設置して協議することが重要ではないか。
- ・福祉サービスは不要だが、日常的な見守りを必要とする方が増えている。今までの福祉は「何かをしてあげる」支援だったが、これからは「そこで生活することを支える」視点から、見守り等支援が必要ではないか。
- ・障害者だけでなく高齢者や子ども等を含めた居場所づくり、まちづくりという視点が重要ではないか。

障害を理由とする差別の解消の推進に向けた取組について

1 障害者差別解消法に向けた区取組（案）

(1) 職員対応要領の作成

練馬区職員が、その事務・事業における障害者差別の解消の取組を確実なものとするため、対応要領を作成する。

(2) 相談および紛争防止のための体制整備

障害を理由とする差別を受けた者からの相談等を受ける体制を整備する。

(3) 障害者差別解消支援地域協議会の設置

関係機関による障害者差別を解消するための取組に関する協議、情報交換等を行い、障害者差別の解消を効果的に推進するために、障害者差別解消支援地域協議会を設置

(4) 啓発活動

職員に対する研修・事業者への周知・地域住民等に対する啓発等を実施

2 全体会の意見

- ・障害者と言っても一人ひとり違い、必要とされる配慮も一人ひとり違うこと、それを重要視して、啓発をする必要がある。一人の人間として、社会の一員としての存在を認めた中での多種多様な配慮が必要。
- ・講演会や啓発冊子も必要だが、実際に障害者と接して初めてわかることがあり、障害者が住民と幼児期から触れ合う機会を積極的に設けることが重要である。
- ・外見から障害が分かりにくい方もいる。相談窓口で自分の特徴や、配慮の方法等を提示できるようなものを共通で持っているといいのではないか。それを見れば対応する職員も一人ひとりが必要としている配慮に沿った対応ができるのではないか。

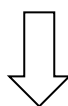
### (3) 練馬区障害者計画・第四期障害福祉計画への意見

① 練馬区障害者計画（平成 27 年度～平成 31 年度）・第四期障害福祉計画（平成 27 年度～平成 29 年度）の策定について、自立支援協議会から意見書を提出しました。  
（意見書全文 43 ページ参照）

② 練馬区障害者計画（平成 27 年度～平成 31 年度）・第四期障害福祉計画（平成 27 年度～平成 29 年度）への反映。

#### 計画に対する意見 1

障害者の自立を促し、自分らしく地域で生活するためには、障害者の自己決定を尊重し、意思決定のための支援を行うことが重要である。このため、障害当事者が自分自身を権利の主体者として意識できるような機会を提供し、障害の特性に応じた適切な情報提供の充実を図る必要がある。

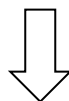


#### 計画への反映

障害のある方に、障害者福祉に係る各種制度やサービスの情報が届くよう、総合福祉事務所や保健相談所などにおいて、障害特性に応じ、わかりやすい方法で情報提供を行います。

#### 計画に対する意見 2

障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いの人権を尊重する共生社会の実現のためには、さまざまな地域活動等の機会を捉え、情報発信や啓発に積極的に取り組むことで障害理解を推進し、また障害当事者が多くの区民と顔を合わせて交流できる場を設けて、地域全体で障害者を支えるための理解者を増やしていく必要がある。

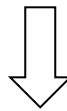


#### 計画への反映

- ・区報等の啓発記事掲載や、「ふれあいバザールねりま」等の交流事業を継続的に実施します。また、障害者団体や福祉施設等においても、積極的に練馬まつりなどの地域の催し物へ参加し、障害のある方の作った製品を販売するなど、地域交流を推進します。
- ・区民を対象とする啓発研修の中に「マイフレンド講座」を新設し、障害理解を深めるための取組を充実させます。

### 計画に対する意見3

住み慣れた地域（練馬区）で将来にわたって暮らし続けていくために、障害者の地域生活支援を、現在の生活だけでなく、障害者自身の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、また、病院や施設から地域移行する人たちへの支援を含めて、進めていく必要がある。このため、介護保険制度や心の問題等を含めた幅広い相談支援のネットワーク化を進め、福祉サービスの整備、グループホームの増設、公営住宅や民間賃貸住宅の活用等、住まいの選択肢拡充に向けた検討、将来の生活に向けた様々な体験の機会・場の提供を進めるなど、支援体制の充実を図る必要がある。



### 計画への反映

- ・公有地などを活用し、（中略）重度障害者に対応したグループホームを整備します。
- ・民間事業者に整備費補助を行うことで、中軽度障害者に対応したグループホームを整備します。
- ・賃貸住宅の入居希望者が円滑に住居選びや継続して住まうことができるよう、暮らしの相談支援の充実に取り組みます。



### 3 専門部会の活動概要

#### (1) 権利擁護部会(障害者施策推進課)

##### (1) 専門部会の検討テーマ・目的

関係機関の協力体制を強化し、障害者虐待防止のためのネットワークを構築するとともに、障害者の権利擁護について検討する。また、事例を通して障害者の権利と地域理解への取組および地域における見守りネットワークについて協議を行う。

##### (2) 専門部会の開催状況と主な協議内容

回	年月日	主な協議内容
第1回	平成 25 年 10 月 21 日	<u>障害者虐待防止に関する取組について</u> (練馬区の虐待対応報告を受けて協議)  【主な内容】 ①通報先や相談窓口、虐待の基準等の周知が必要。 ②できるだけ多くの機関等が関わり、家族の孤立などを防ぐことが虐待の防止につながる。 ③障害理解を深める取組が重要である。
第2回	平成 26 年 2 月 28 日	<u>自己決定の支援と自己選択ができる環境を整えるために必要なことに関する協議</u>  【主な内容】 ①自己決定支援のための情報提供の在り方に課題がある。 ②家族や支援者に対して、障害者の人権尊重、権利擁護のための啓発を行う必要がある。 ③障害当事者においても、各種講座の開催等を通して自分自身を権利の主体者として意識できるような取組が必要。 ④子どものころからの障害者との日常的な交流を通して、障害理解を深める取組が重要。
第3回	平成 26 年 6 月 6 日	<u>成年後見制度利用について</u> (ほっとサポートねりまの事例報告をもとに協議)  【主な内容】 ①事前に制度に対する理解があれば、速やかに対応できる。緊急時だけでなく、日常的な制度に関する周知・啓発が重要。 ②普段から障害者と関わり信頼関係を構築できている支援者が、情報提供することが有効。

第4回	平成 26 年 10 月 9 日	<p>障害者虐待について練馬区の対応実績報告を受けて協議</p> <p>【主な内容】</p> <p>①虐待者および被虐待者双方に適切に支援することが重要。</p> <p>②関係機関の連携を強化し、幅広く情報収集するとともに、将来にわたる見守り体制を構築する等、再発防止に向けた取組みが必要。</p> <p>障害者の権利と地域理解の促進への取組について(大泉障害者地域生活支援センターの相談事例をもとに協議)</p> <p>【主な内容】</p> <p>①合理的配慮の提供への取組を強化する必要がある。</p> <p>②障害者が経験する不快なこと、いやなことを共感的に受け止め、感情を整理して積極的に社会に出るための支援が、権利を守る取組につながる。</p> <p>③地域と障害者をつなぐ取組、地域の中に利用できる地域資源を広げる取組が必要。</p>
第5回	平成 27 年 3 月 16 日	<p>障害を理由とする差別の解消に関する基本方針(情報提供)</p> <p>地域交流に関する障害者施設の取組について (大泉学園町福祉園の取組報告を受けて協議)</p> <p>【主な内容】</p> <p>①通所施設等を拠点と考え、利用者が積極的に地域に出て地域と障害者が交流を進めることが、地域への障害理解につながる。</p> <p>②施設と地域の小学校との交流により、自然に関係を構築することは、将来にわたる障害理解の促進のために重要。</p>
第6回	平成 27 年 6 月 12 日	<p>地域交流に関する障害者施設の取組について (ウエルネスアンドワークスの取組報告を受けて協議)</p> <p>【主な内容】</p> <p>地域の方から施設に苦情などがあつた時に、障害特性を説明して理解を得ることができれば、障害への理解を得るチャンスにつながる。施設は、障害特性や配慮が必要なこと、できること等、具体的に発信することが大切ではないか。</p> <p>練馬区社会福祉協議会の取組の報告を受けて、地域における障害理解の促進について協議</p> <p>【主な内容】</p> <p>障害者が地域で生活するためには、公的制度だけでは対応できない部分もあり、障害者のことを知ってもらう取組を通して地域とのつながりを強化することが大切である。施設などが中心になり、障害者と地域の方が地域の課題を共有し、課題解決のために障害者ができることを一緒に考える機会を設けることができれば、対等な関係をつくり、地域住民への理解を進めることができるのではないか。</p>
第7回	平成 27 年 10 月 9 日	<p>障害を理由とする差別の解消の推進に向けた取組について</p> <p>【主な内容】</p> <p>①区の窓口で、障害者に適切に対応できるようにしてほしい。</p> <p>②区の窓口で相談した当事者が客観的な判断を得る機会が必要ではないか。</p> <p>③過度な配慮も逆に差別を増長する。区として合理的配慮の提供をする際、区民にしっかり説明することが必要。</p>

第8回	平成 28 年 2 月 9 日	<p>地域における障害理解の促進、自己決定支援等について</p> <p>【主な内容】</p> <p>障害者団体による避難訓練への参加、小学校訪問、被災地でのボランティア活動等を紹介。</p> <p>①訓練に参加することにより、地域の方が被災時の課題を初めて認識できる等、高い効果が得られている。</p> <p>②地域で生活するために、地域での孤立を解消すること、障害者自身が社会の一員として何ができるかという意識を持つことが必要ではないか。</p>
-----	-----------------	--

### (3) 専門部会の協議の中で見えてきた課題

課題1: 障害者虐待への対応について	
現状	<p>○虐待か否かの判断が難しい場合、通報を躊躇する場合や通報先を知らない場合もある。</p> <p>○障害者が日常的に虐待を受けている場合、支援を拒否することがある。また、家族内で共依存関係にある場合は、虐待の訴えに至らない場合がある。</p>
課題に対する意見	<p>○虐待か否かの判断よりも、支援が必要な状況であると捉えて支援機関に相談することが大事。虐待と確定していなくても通報、相談ができることを広く周知すべきではないか。</p> <p>○虐待が起こる背景には、障害理解の不足や接し方が判らないことが考えられる。</p> <p>○家族による虐待防止のためには、家族への支援の充実が必要ではないか。</p> <p>○通報に対する対応だけでなく、再発防止の取組が必要ではないか。</p>
解決に向けた取組	<p>○何が虐待にあたるのか一般的に知られていないため、通報先や相談窓口等について、さらに広報活動が必要である。</p> <p>○家族の孤立などを防ぐことが、虐待の防止につながる。相談できる場所や利用できるサービスを充実するとともに、情報提供を徹底し、できるだけ多くの者が、障害者とその家族に関わることが重要ではないか。</p> <p>○虐待者と被虐待者の関係性、虐待に至る経緯、被虐待者が抱える問題等にも留意し、本人の意向を最大限考慮しながら、きめ細かく支援することが必要である。</p> <p>○関係機関と連携し、将来にわたる見守り体制を構築し、再発を防止するとともに、虐待を未然に防ぐ取組も必要である。</p>

課題2: 障害者の自己決定支援について	
現状	<p>学校や家庭などにおいて、障害者本人が決定する経験が少なく、「自己決定の主体は自分である」という意識を持ってない方がいる。権利が主張できるような働きかけや経験を重ねること等により、意思決定を支援することが必要ではないか。</p>
課題に対する意見	<p>情報の量や質により自己決定への影響があるため、情報バリアフリーへの取組が必要ではないか。</p> <p>障害者の意向を言葉だけでなく、しぐさや素振りからも受け止められるよう、自己決定支援について支援者が学ぶ機会が必要ではないか。</p> <p>適切な財産管理、本人の意向を最大限に尊重した身上監護、緊急時の対応を実施するためには、成年後見制度の活用も有効ではないか。</p>

解決に向けた取組	<p>自己決定支援の基礎となる情報について、障害特性に応じた適切な情報提供に取り組む。家族や支援者、障害者に対しても、障害者の人権尊重、権利擁護のための啓発を行うことで、障害者が自己決定や権利の主体者として認識し、行動できるような取組が必要。</p> <p>成年後見制度の利用を促すため、制度に関する周知、啓発が重要である。障害者や家族と信頼関係を構築している支援者が、適切な時期に正しい情報を伝える機会を設ける等、情報提供の方法を工夫する必要がある。</p>
----------	--

<b>課題 3: 地域における障害理解の促進について</b>	
現状	<p>○地域生活では、障害福祉サービス等の制度だけでは対応できない部分がある。地域の障害者同士のつながりはあるが、地域住民とのつながりが希薄なことが多い。</p> <p>○障害者への差別や虐待等は、障害への理解不足が一因ではないか。</p>
課題に対する意見	<p>○障害者施設を拠点と考えて、地域交流の取組を進め、地域での障害者の暮らしを知ることが、地域全体で障害者を見守ることにつながるのではないか。</p> <p>○学齢期から障害児者と一緒に過ごして、色々な問題を乗り越える経験の積み重ねが、時を経て社会全体の意識改革につながるのではないか。</p>
解決に向けた取組	<p>○理解者を増やし、社会全体の意識を変えるためには、幼児期からの教育・啓発活動の取組が重要である。</p> <p>○施設から積極的に地域交流を図るとともに、地域住民や区民に対する障害者への理解、差別解消の推進等に関する啓発活動を充実させる必要がある。</p>

#### (4) 第4期への引き継ぎおよび提案事項等

<p><b>【第4期への引き継ぎ】</b></p> <p>①障害者の権利や社会参加を考える際、障害は個別性が高く、必要とする支援が違うことを踏まえて対応することが必要であることから、障害の理解と差別の解消の推進に関する具体的な取組を考える必要がある。</p> <p>②障害理解の推進について、教育の重要性は共通認識ができた。第4期では、実際に行われている教育現場での取組事例を検証するとともに、学校現場に対して障害理解の促進に関するプログラムの提案等について協議したい。</p> <p>③虐待や差別に関する相談など事例等を通して、事例が生じる状況やその背景などを分析し、虐待や差別を防止する具体的な取組につなげることができるよう協議したい。</p>
--

## (2) 高齢期支援部会(練馬区立豊玉障害者地域生活支援センターきらら)

### (1) 専門部会の検討テーマ・目的

<p>・障害者の高齢化や重度化、「親亡き後」に備えて、障害者等の生活を地域全体で支えるための支援に関する協議</p> <p>・高齢期を迎える障害者への支援に関する課題の抽出、整理、具体的な対応に関すること。</p> <p>・障害者の地域生活を支えるための具体的な取組や必要な施策、関係機関の有機的連携等に関すること。</p>
--

### (2) 専門部会の開催状況と主な協議内容

回	年月日	主な協議内容
第1回	平成 25 年 10 月 24 日	<p>各委員が、所属機関の機能、障害のある方への関わり等について報告し、高齢期支援の課題や、必要と考える方策について意見交換を行った。</p> <p><b>【主な内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアマネジメントを活用し、地域で孤立しない仕組み作り</li> <li>・ライフステージに応じた幅広い機関との連携</li> <li>・「親亡き後」を「親あるうちに」考える必要性</li> </ul>
第2回	平成 26 年 3 月 10 日	<p>豊玉障害者地域生活支援センターが関わる事例報告を受け、「本人・家族」の高齢期に伴う課題等と、必要とされる「施策・ネットワーク」について検討した。</p> <p><b>【主な内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスを利用しない人へ情報を届ける工夫や、地域の中に理解者を増やす取組が重要となる。</li> <li>・練馬の実情に合ったアウトリーチ支援を検討する必要がある。</li> </ul>
第3回	平成 26 年 5 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活応援ガイドブック「はばたき」作成に伴い実施した「ニーズ調査」の報告と、練馬総合福祉事務所高齢者支援係からの事例報告を受けて、地域生活における課題等を協議した。</li> <li>・練馬区障害者計画・第四期障害福祉計画策定に向けての意見について協議した。</li> </ul>
第4回	平成 26 年 6 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護サービス提供事業所を招き、障害福祉サービスから介護保険制度への移行期の事例およびサービス提供事業者から見た障害福祉サービスの現状や支援内容について報告を受け、情報共有と課題について協議した。</li> </ul>
第5回	平成 26 年 9 月 18 日	<p>婦人保護施設いずみ寮を見学、入寮から退寮までの流れと地域生活での支援について事例を基に説明を受け、必要と感じた支援のポイントについて意見交換を行った。</p> <p><b>【主な内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の狭間による隙間を作らない支援が必要</li> <li>・住み慣れた地域で生活していきたいという希望を叶えるための支援体制・仕組み作りが必要</li> </ul>

第6回	平成 27 年 2 月 19 日	光が丘保健相談所の保健師より「精神障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるための課題について」報告を受け、高齢期を迎えた障害者が地域で生活するための課題等を整理した。
第7回	平成 27 年 6 月 25 日	前回の専門部会で整理した課題について、解決の方策等を協議した。 【主な内容】 「親亡き後」を考えながら、本人・家族の高齢期を支える仕組みを考える。
第8回	平成 27 年 10 月 27 日	前回の専門部会で整理した課題について、解決の方策等を協議した。 【主な内容】 ・家族支援について課題の整理と方策の議論 ・第3期のまとめと第4期に向けた検討課題について
第9回	平成 27 年 12 月 17 日	前回の専門部会で整理した課題について、解決の方策等を協議した。 【主な内容】 ・日中活動の課題と充実について ・介護保険との連携が必要 ・介護保険への移行時には、的確な情報提供が必要

### (3) 専門部会の協議の中で見えてきた課題

<p><b>課題1:グループホーム・入所施設などに関する課題</b></p> <p>【課題】<u>制度内の居住施設、障害状態にあった施設の不足(グループホーム、軽費老人ホームなど)</u>  ・高次脳機能障害への理解がない事業所があるなど、障害状況によっては適切なサービスを提供できるグループホームが少ない。  ・精神障害者向けのグループホームは、身体的な麻痺や障害がある方は物理的に利用が困難。  ・グループホームは通過型が多く、退去後の生活に不安を感じている人もいる。  ・家族の高齢化、家族関係の課題等から、入所が必要となるケースがある。</p> <p>【解決策】  ・自立訓練の入所施設があれば、グループホームへの入居がスムーズにできるのではないかと。  ・滞在型のグループホームを増やすことにより、安心して生活できるのではないかと。</p> <hr/> <p>【課題】<u>親への介護の必要性</u>  ・家族の高齢化、認知症発症など、家族の課題から同居ができなくなることもある。  ・本人の居場所確保、自立のための準備が必要。</p> <p>【解決策】  自立訓練の入所施設があれば、本人が自立のための準備ができるのではないかと。</p>
---

**【課題】経済的負担**

グループホーム等を利用した場合、障害者の生活状況により本人の収入だけでは家賃等の利用料を支払うことができず、家族が不足分を担うことがある。そのため積極的な利用に至らないこともある。

**【解決策】**

経済的な問題を含めた支援が必要である。

**【課題】手続きの煩雑さ**

短期入所・緊急一時のサービスについて、手続きが煩雑であるというイメージや数日の利用ではかえって家族が負担になるという意見がある。

**【解決策】**

サービスを利用してうまくいった事例を増やしていくことが有効ではないか。

**課題2: 住宅確保に関する課題**

**【課題】地域での住宅確保、受入れ態勢の不足**

- ・単身の障害者が、病状不安定になると家主から退去を求められる。
- ・老朽化したアパートからの転居など、退院時など、地域での住宅確保が課題である。
- ・不動産業者の障害者への理解不足などにより、アパートを借りられない事例もある。
- ・グループホームでなく、一人暮らしを希望する障害者が増えており、地域生活を支える支援が必要である。

**【解決策】**

- ・生活応援ガイドブック「はばたき」には様々な情報が記載されており有効活用できる。単身生活に関する必要な手続きや都営住宅の入居基準(単身入居の条件、親が亡くなった後の継続居住)などが、一読で分かる冊子があると良いのではないか。
- ・障害者に理解のある不動産業者の情報などを提供できるとよい。

**課題3: 本人の障害受容と支援者との関係性の構築**

**【課題】**

本人が、障害があることを受け入れがたい場合がある。

例えば、本人の自立した生活を目指すためにグループホームの見学をすすめている。しかし、本人は「何でもできる」という認識で障害受容が出来ず、グループホームの利用が困難な方がいる。

また、本人の意向と家族の意向が異なること、現状を理解することが難しい方の意思決定支援等が課題である。

**【解決策】**

- ・繰り返し本人の意向を確認する必要がある。
- ・本人が決定できるよう、分かりやすく提示することが必要。

#### 課題4: 家族関係等に関する課題

##### 【課題】サービス利用が必要と支援者は感じているが、家族でギリギリまで対応している

- ・居宅訪問や面接を通して、障害者本人だけでなく家族への支援の必要性が明らかになるケースがある。
- ・サービスを利用せずに家族が抱え込み、家族が疾病等で介護が難しくなった場合、障害等の状況がすぐにわからないことから、支援方法や関係機関との連携が課題になる。
- ・家族で何とかしようと考えていたり、危機感を感じていない、家に他人が来る気まじしさ等からサービス利用に至らない。

##### 【解決策】

- ・比較的若い世代の家族は、メニューが揃ってきており、サービスを積極的に利用することに慣れている。
- ・サービス利用が前向きになるよう、家族への支援を行い、良い事例を多くつくることが有効ではないか。

##### 【課題】経済的負担

障害福祉サービスの利用につながらない要因の一つとして、施設入所または居宅サービスの利用に伴い本人の手当が支給停止となることから、家族の収入源が絶たれる課題が生じる場合がある。

##### 【解決策】

経済的な共依存関係に陥ることがあり、経済的な問題を含めた家族支援が必要ある。

##### 【課題】家族の抱え込み

- ・入所施設・短期入所等の利用によって、自分と離れたところで子どもが暮らすことに抵抗感を持つ家族の心情がある。
- ・特に知的障害者は、ライフステージにおいて大きな変化(大学進学・就職・ひとり暮らし・結婚など)がなく、本人とその家族の関係の変化に慣れていないことから、家族の疾病などによる急な家族環境の変化への対応が難しくなる。

##### 【解決策】

- ・日中活動系サービス事業所の支援員は、必要なサービスの紹介や相談支援専門員へつなぐ等の取組が求められるのではないかと。
- ・相談支援専門員は、家族の状況をふまえて、将来を見通したサービス等利用計画の作成や、ライフステージの変化に応じた必要な関係機関のネットワークを構築する必要がある。

#### 課題5: 医療に関する課題

##### 【課題】地域生活で医療ケアの必要性の増加

- ・知的障害の方やダウン症の方は、医療機関の受診機会が少なく、医療的課題の発見が遅れがちである。
- ・高齢化により胃ろう、気管切開など医療ケアが必要な人が増えている。
- ・適切な服薬管理ができない方、食生活の乱れから生活習慣病になる方もいる。
- ・長期間の入院が減り、アパート等の居住の場を失う前に退院できるようになり、地域での生活時間が増えている。

##### 【解決策】

障害者のことを理解して適切な治療を地域で受けるために、医師会とのつながりを持ち、勉強会等を通して医療関係者の障害への理解を促す取組が必要。

##### 【課題】医療的ケアの必要性が出てきた方の短期入所

幼少期から医療ケアを受けている方は療育センターとのつながりがあり、短期入所が比較的スムーズだが、加齢などの原因により医療ケアが必要となった方は、利用できる施設が限定されるためサービス利用が困難



**【課題】訪問看護の有効活用**

- ・「家族支援をすることで病気がよい方向へかわる」という理念のもと、生活面にも関わってくれる事業所があった。
- ・医療機関に繋がっている人に対しても、生活の幅を広げるためにアウトリーチ支援が必要。
- ・医師・看護師・PSW・弁護士等がチームを組んで一人の当事者をアウトリーチにより支援ができるとよい。
- ・医療機関に繋がっていないが医療や福祉の支援を必要とする人が、地域のどこにいるか把握すること、本人との関係構築の方法、家族への支援方法等が課題。

**【解決策】**

- ・アウトリーチ支援は有効性が立証されており、多職種での関わりができるとよい。
- ・保健相談所では、地域精神保健相談員を配置し、未治療・医療受診につながっていない方に対し、チームでのアウトリーチをはじめている。
- ・利用者と年齢層のあった専門職が訪問することで、支援関係が継続する。

**【課題】日中活動先、居場所の不足と確保**

- ・日中活動の場についての不足と確保が課題。
- ・若年性認知症の方の受入れも不足している。

**【解決策】**

- ・就労支援の充実
- ・地域生活支援センターや地域活動支援センターⅢ型について周知を図り、有効に活用できると良い。

**課題6: 安心した生活につながる課題**

**【課題】介護保険への切り替わり時の不安など**

- ・障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行時には、事業所変更等の手続きや金銭負担が伴うため、利用したくないという本人や家族がいる。
- ・介護保険サービスと障害福祉サービスの利用に関する正確な情報が、本人・家族へ届いていない。
- ・サービス利用を組み合わせ、サービス利用の隙間を埋める必要がある。
- ・特定疾病による中途障害者において介護保険制度に障害福祉サービスのような就労の視点がない。

**【解決策】**

- ・制度に関するより丁寧な説明が必要
- ・就労継続支援B型事業所に通所している方への支援で、所内においてボランティアとして活動する時間を持ったことで日中活動が充実したという事例がある。
- ・障害福祉サービスと介護保険サービスの両方を実施する事業所が増えるとよい。
- ・誰もが歳をとり、認知症になる可能性があるという観点から高齢化、認知症の啓発が必要
- ・介護保険制度の高齢者見守り訪問を、障害福祉サービス利用者にも活用できないか。

**【課題】虐待について**

家族の高齢化等により、家族間のパワーバランスが変化し、虐待等が発生しやすい環境になりやすい。高齢、障害、虐待等、複合的な課題を抱える家族への対応も必要になる。

**【解決策】**

- ・複合的な課題を抱える家族を支援する場合、障害という切り口だけでは対応が難しい。高齢者分野での地域ケア会議のように、地域の関係者が一堂に会することにより課題が明確になり、的確な対応ができるのではないかと。
- ・虐待への対応(一時的に施設へ避難。入院など)を的確に行うため、客観的な事実を積み上げ、必要な証拠を取っておく支援も必要になる。

**【課題】家族の看取り等**

家族の看取りや施設入所等による家族との別れを障害者自身が、受け止めることも必要である。

**【解決策】**

家族の入院における障害者への事前説明や受け止めに関する相談支援、通所先での支援等により、自宅での一人暮らしを継続できたケースがある。事前の準備と周囲の適切な支援が重要になる。

**【課題】通所支援の不足**

体力の低下から作業所への単独通所が困難な状況になってくる。

**【解決策】**

移動支援を利用することで、作業所への通所を継続することができる可能性がある。

**【課題】中途障害者への対応**

- ・中途障害により、本人自身と、その生活状況が変わってしまう。
- ・中途障害者は、障害の理解、制度の理解等の不足がみられる。
- ・障害受容ができない本人・家族がいる。

**【解決策】**

家族会等での家族間の交流は、不安の共有や情報の確保等で有効である(家族関係が良好でなければ難しい)。

**【課題】後見人、身上監護など**

親亡き後の問題として後見人の課題が大きい。法人後見、社会貢献型後見人、地域生活権利擁護事業などがある。言葉(単語)の難しさや手続きが煩雑な印象がある。

**【解決策】**

- ・利用に関して制約面がクローズアップする傾向にあることから、より分かりやすい説明や学習会を通して後見制度を理解する機会が必要がある。
- ・横浜市障害者後見的支援制度は、日常生活の見守りを通して安心した生活をするための1パターンとして活用できる。

**その他**

- 1 愛の手帳の制度の歴史的背景等から、障害者手帳を所持していない60歳以上の知的障害者が地域には存在していることが想定され、その方たちへの支援が必要である。
- 2 情報難民になりがちな高齢期の方たちに、伝わりやすい情報提供の工夫が必要
- 3 施設や病院での受入れには限界があり、高齢期になっても地域で生活するための支援が必要。障害福祉サービスや介護保険サービスを利用しても必ず隙間が出るため、地域の有志が見守りサポーターとなるような制度があるとよい。
- 4 本人の意思決定支援が重要

**(4) 第4期への引き継ぎおよび提案事項等**

- ・第3期の部会において、高齢期を迎える障害者への支援に関する課題の抽出および対応方法について整理してきた。第4期では、障害者の地域生活を支えるための具体的な取組、関係機関の有機的連携等に関することを協議する。

### (3) 相談支援部会(練馬区立光が丘障害者地域生活支援センターすてっぷ)

#### (1) 専門部会の検討テーマ・目的

相談支援ネットワークの推進と、人材育成を含めた相談支援の体制整備に関する協議を行うことを目的とする。

テーマは①相談支援のネットワークづくり②相談支援の課題の抽出と対応策の協議(事例検討)③サービス等利用計画作成(障害者ケアマネジメント)体制の評価④地域の相談支援事業者の育成支援に関すること⑤ライフステージを踏まえた切れ目のない支援

#### (2) 専門部会の開催状況と主な協議内容

回	年月日	主な協議内容
第1回	平成 26 年 2 月 24 日	<p>障害者ケアマネジメント定着に向けた課題を協議</p> <p>【主な協議内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談支援のネットワークづくり</li> <li>・ サービス等利用計画作成体制の評価</li> <li>・ 地域の相談支援事業者の育成支援に関すること</li> <li>・ ライフステージを踏まえた切れ目のない支援</li> </ul>
第2回	平成 26 年 3 月 10 日	<p>障害者の地域生活支援を、公助依存型から共助・自助を含めた共生型に転換・向上させていくために必要な相談支援およびネットワークの育成について協議した。</p> <p>【主な協議内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報を含む支援情報共有のシステムについて</li> <li>・ 計画相談(障害者ケアマネジメント)を推進するための方策について</li> </ul>
第3回	平成 26 年 6 月 6 日	<p>次期障害者計画・第四期障害福祉計画策定に関する意見について協議した。</p> <p>相談支援のネットワーク作り、地域の相談支援事業者の育成支援について意見交換を行った。</p> <p>【主な協議内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者地域生活支援センターを中心とした、地域における支援のネットワークを構築することができると良い。</li> </ul>

第4回	平成 26 年 10 月 8 日	<p>緊急通報システム利用希望者の相談事例をもとに、相談支援のネットワークづくりについて協議</p> <p><b>【主な協議内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活用できるサービスに関する正確な情報周知が必要。</li> <li>・サービスを受けていない障害者が身近に相談できる人を増やすため、地域の民生委員などに対する情報提供を積極的に行い、地域支援のネットワークを強化することが有効ではないか。</li> </ul>
第5回	平成 27 年 3 月 9 日	<p>当事者（高次脳機能障害）を招き、生活状況や普段の生活で感じること、将来の目標などに関する語りをもとに、地域で生活する当事者への支援について意見交換を行った。</p>
第6回	平成 27 年 6 月 15 日	<p>前回の、当事者の語りをもとに、地域で生活する障害者への支援に関する課題を整理した。</p> <p><b>【主な内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「あんしん・いきがい・つながり」を実感できるように相談支援が果たす役割</li> <li>・気軽に当事者が集まれる場所の創出</li> <li>・当事者が必要な情報を得る手段に関する課題</li> </ul>
第7回	平成 27 年 10 月 2 日	<p>第 3 期のまとめに向けて、これまでの協議内容の振り返りを行い、意見交換を行った。</p> <p><b>【主な内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・どこにも繋がっていない障害者の孤立への防止策</li> <li>・支援者である家族の高齢化に対する支援機関の連携</li> <li>・この専門部会そのものがネットワークであり、委員の所属団体へ還元していくこと、他団体や他の会議体への情報発信の必要性</li> </ul>
第8回	平成 28 年 2 月 4 日	<p>第 3 期のまとめと、第 4 期へむけての課題を抽出した。</p> <p><b>【主な内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談機能も兼ね備えた気軽に集える場所としての区内の資源</li> <li>・24 時間相談体制（傾聴する心の相談）の需要</li> <li>・全体会と専門部会との関係性</li> </ul>

### (3) 専門部会の協議の中で見えてきた課題

課題1: 相談支援のネットワーク	
現状	障害者の地域生活は、児童期から高齢期までの長期にわたり、ライフステージによって複数の制度による支援が必要になる。
課題に対する意見	年齢に応じて、中核となる支援者が変わるなかで、ライフステージに寄り添った支援を継承する「縦軸のネットワーク」と利用者を中心に支援者が情報を共有して連携を図る「横軸のネットワーク」が必要ではないか。
解決に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画相談支援事業所が関わることにより、複数の支援機関が利用者に関する課題・目標を共有することができる。</li> <li>・サービスを受ける利用者にも、サービス等利用計画をつくる必要性を周知する必要がある。</li> <li>・障害者の多様なニーズに答えるためには、福祉サービスやフォーマルな社会資源ばかりに依存せず、インフォーマルな社会資源を積極的に活用した支援が必要ではないか。</li> </ul>

課題2: 地域で生活する当事者に対する支援	
現状	日常生活において、常時注意を要することが多いことから、緊急通報システムの利用を検討したが、近所に協力員がおらず利用できない事例があった。身近なところに支援者がいない障害者に対して、地域の中で障害者の生活を支えるには、どのような仕組みが必要か検討する必要がある。
課題に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者が利用する緊急通報システムでは協力員という要件が外されてから、利用者が増えたという実績がある。障害者福祉でも同様の対応ができないか。</li> <li>・身近なところに支援者がいない障害者の状況把握をどのように行うか、課題が残る。</li> </ul>
解決に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で気軽に寄れる場所、支援を受けられる場所、当事者同士が集まれる場所があれば、サービスを受けていない障害者にとっても、身近に相談しやすい環境をつくるのではないか。</li> <li>・相談の入り口としての居場所など、様々な機会があり、そこから専門機関に繋がるような仕組みがあると良い。</li> <li>・時代の変化とともに障害者が必要とするサービスも多様化する。制度についても、必要に応じて見直しが必要ではないか。</li> </ul>

課題3：サービスを知らない人への有効な情報手段	
現状	障害者から「困った時に、どこに相談すればよいか分からない」「行政の窓口 に相談しても、断片的な情報しかなく必要な情報を得られない」という意見があ る。行政の情報提供のあり方、障害者が情報を得る手段等について課題があ る。
課題に対する意見	・IT機器を使いこなせる障害者がいる一方で、使いこなせない人は、必然的に 情報量が少なくなるのではないかと。 ・支援機関に繋がっていない障害者の孤立についての防止策も考える必要があ るのではないかと。
解決に向けた取組	・サービスや支援を必要としているがどこに相談してよいか分からず困っている 人にアプローチするため、相談会の実施、訪問できる体制整備、広報活動の充 実等を通して、情報を取得しやすい体制を構築できるとよい。 ・支援が必要な人に情報を届けるためには、区報やインターネットだけでなく、友 人・知人からの情報も重要なツールとなるため、広く一般区民を対象に制度を紹 介する機会があると良いのではないかと。

課題4：24時間相談支援体制について	
現状	現在区内では24時間相談支援を行なっている事業所はない。以前すてっふ と同法人の練馬福祉園で夜間の電話相談の窓口を設置した。年間数件の問合 せしかなくて、その取組を休止したということがあった。
課題に対する意見	練馬福祉園の取組について、当事者に心の相談として認識されていなければ 窓口を設けても機能するのは難しかったのではないかと。
解決に向けた取組	24時間相談支援の需要が区内にどれだけあるのか把握する。24時間体制を 確立している市区町村の現状について、今後の部会で情報を共有する。

#### (4) 第4期への引き継ぎおよび提案事項等

<ul style="list-style-type: none"> <li>・切れ目のない支援ということをテーマに掲げていたが、障害児支援の視点からの協議事項は少なかったの で来期には取り上げていきたい。</li> <li>・どこにも繋がっていない障害者の孤立を防止する取組について、さらに協議が必要。</li> <li>・障害者の高齢化に合わせて、介護する家族の高齢化の問題が予想される。ひとつの機関だけでは対応が 困難であるため、高齢者の支援機関との連携について検討する必要がある。</li> <li>・24時間相談支援体制について、先駆的な取組を行っている団体に焦点をあてて、練馬区での実践が可能 かどうかを具体的に検討していけるようにしていきたい。</li> </ul>
--

#### (4) 地域移行部会(練馬区立石神井障害者地域生活支援センターういんぐ)

##### (1) 専門部会の検討テーマ・目的

入所施設や病院から、住み慣れた地域(練馬区)に戻り、安心して生活できるように幅広く相談支援のネットワーク化を構築し、支援体制の充実を図るための方策についての検討

##### (2) 専門部会の開催状況と主な協議内容

回	年月日	主な協議内容
第1回	平成 25 年 9 月 11 日	<p><u>入所施設や精神科病院からの地域移行、また家族同居からの独立も視野に入れた地域生活移行および地域における安心した生活を支えるために必要な支援について意見交換を行った。</u></p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当事者のニーズ等にあった住み方への提案が必要</li> <li>・医療機関や福祉関係者と情報共有による連携を図るとともに、民生委員や町会、商店街などの地域の協力が必要</li> <li>・ピアサポーターの経験を活かせる活動内容をさらに検討する。</li> </ul>
第2回	平成 26 年 1 月 20 日	<p><u>ピアサポーターとして活動する当事者2名から、自分たちが関わる意義や思いなどについて報告を受け、ピアサポーターの育成と活用について協議した。</u></p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院中からピアサポーターが関わり、退院後も見守りを続け、必要に応じて支援機関につなぐことで、地域移行を検討している障害者の不安や心配を受け止めながら支えることができる。</li> <li>・ピアサポーターをボランティアではなく、社会資源のサービスとして生かしていく必要がある。今後も幅広い人が参加できるよう、活動を広げることが必要である。</li> </ul>
第3回	平成 26 年 6 月 9 日	<p><u>次期障害者計画・第四期障害福祉計画策定について協議した。</u> <u>区内精神科における退院促進に向けての取組や課題についての報告を受けて、退院促進について協議した。</u></p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・退院後の安定した地域生活のためには、多様な福祉サービス等の活用と、関係者のネットワーク構築、連携強化、日中の居場所作りが必要</li> <li>・講座やお祭り、イベントなどを通して、地域の人と当事者が交流する機会を通して、地域全体で支える仕組み作りが必要</li> </ul>

第4回	平成 26 年 9 月 8 日	<p><u>訪問看護ステーション所長を招き、訪問看護の現場から見える地域移行・地域定着の課題について報告を受け、医療機関と地域の社会資源との相互理解および連携強化について協議した。</u></p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当事者の希望する生活の実現を目指す地域移行への支援を積み重ねる中で、病院と地域、行政など多くの支援者がつながり、医療機関と地域の社会資源の相互理解および連携強化を図ることができる。</li> <li>・障害者の地域生活を支える人的資源の育成と、切れ目のない支援の仕組みが必要である。</li> </ul>
第5回	平成 27 年 3 月 2 日	<p><u>東京都精神障害者地域移行体制整備支援事業の現状に係る報告および石神井障害者地域生活支援センターの地域移行支援の事例報告を受け、地域移行に必要な支援について協議した。</u></p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期入院の人、区外の病院に入院している人に対して退院への意欲を高める取組がより重要になっている。</li> <li>・地域移行ができて、定着することが難しい。地域での生活を支えるためには家族との調整、地域との連携、日中活動先等が必要である。</li> </ul>
第6回	平成 27 年 6 月 8 日	<p><u>障害者の地域生活における住まいの課題とその方策について協議した。グループホーム、精神科病院における住まい探しの現状を報告すると共に、中野区の居住サポート事業について説明を受けに行き、その報告をして意見交換をした。</u></p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神科病院から退院先になるアパートが依然として借りづらいう現状がある。</li> <li>・保健、福祉、医療、行政やまちづくりの担当が協働して取り組む必要がある。居住支援協議会が設立されることが望ましい。</li> </ul>
第7回	平成 27 年 10 月 19 日	<p><u>第三期第7回練馬区障害者地域自立支援協議会の報告を行った。また、第三期障害者地域自立支援協議会地域移行部会のまとめを行い、第四期に向けた検討課題について意見交換をした。</u></p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神科病院から退院する時だけでなく、入院前に地域の支援者が丁寧に関わることの必要性がある。</li> <li>・訪問看護の充実と地域支援者によるアウトリーチの実践で未治療、治療中断の人へのアプローチの重要性</li> <li>・コンビニエンスストアなど地域の社会資源も視野に入れた”居場所”について考えていく必要性</li> </ul>



第8回	平成 28 年 2 月 1 日	<p><u>第三期障害者地域自立支援協議会地域移行部会のまとめを行い、第四期に向けた検討課題について意見交換をした。第四期に向けた検討課題について意見交換をした。</u></p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都精神障害者地域移行体制整備支援事業の現状に係る報告</li> <li>・石神井保健相談所より保健師活動における社会復帰支援の状況報告を受けた。</li> <li>・第三期障害者地域自立支援協議会地域移行部会のまとめを行った。</li> <li>・第四期に向けた検討課題について意見交換をした。</li> </ul>
-----	-----------------	--

### (3) 専門部会の協議の中で見えてきた課題

<p>課題1：グループホームの受容力の拡充や、賃貸住宅・民間住宅への居住支援の仕組み作り、関係者のネットワーク構築と連携強化が必要である。また、都内西部に長期入院者が多く、退院もその周辺に偏り、入院前住所地のエリアへの地域移行が実現しにくい。</p>	
現状	<p>地域移行支援に取り組む事業所も少なく、退院後に地域で安定して定着することが難しい。福祉サービスや住まいについて、障害者本人の意思や希望・選択が尊重される支援の仕組みが足りていない。地域移行の対象者の日中の居場所・住まいの選択肢がない。障害者の通う日中活動場所が訓練型の施設に偏っているため、継続して通所することが困難である。また、医療と障害福祉サービス関係者のネットワークがより必要である。そして、医療機関と地域の関係者や住民との相互理解や連携強化が不十分である。</p>
課題に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期入院者が高齢化する中で、日中活動では訓練型以外にも安心してゆっくり集える場が必要である。</li> <li>・保健、福祉、医療、行政やまちづくりの担当が協働して住まい確保に取り組む必要がある。</li> <li>・地域移行はできても、定着することが難しい。</li> <li>・サービス利用を先行して、本来その人が自分らしいと思える暮らしを実現できるように丁寧に関わる必要がある。</li> </ul>
解決に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住まいの選択肢を広げるために、居住支援協議会等の設置の検討をする。</li> <li>・講座やお祭り、イベントなどを通して、地域の人と障害当事者が交流する機会を創出し、地域全体で支え合う仕組みづくり。</li> <li>・居場所の開拓に向けた取組</li> <li>・日中活動先など地域の多様な社会資源の充実</li> </ul>

課題2： 当事者を地域移行の重要な社会資源と位置づけ、ピアサポーターの育成と活用を進める	
現状	<p>きらら・ういんぐでは、入院経験のある当事者がピアサポーターとして定期的な病棟訪問や社会資源見学および勉強会などへの参加を行っている。また、活動の記録となる広報誌を作成、精神科病院及び各関係機関に届けている。しかし、個別支援でのピアサポーターの活用の場数が少なく、活動の幅の広がりが少ない。</p>
課題に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退院後のイメージ、退院への動機の乏しさが見られる長期入所者・入院者にとっては、ピアサポーターの地域での生活や経験を語ることは有効である。</li> <li>・病院職員が社会資源を知る機会が少なく、入院者と外出することが難しいため、ピアサポーターの力を借りたい。</li> <li>・地域移行に向けた取組は様々な選択肢が必要で、施設・病院と支援者、さらにピアサポーターの連携が必要である。</li> </ul>
解決に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院患者や病院職員に、当事者がどのように地域生活を送っているか(ピアサポーター自身の声)を伝えていかれるようにピアサポーターの支援を行う。</li> <li>・病院や入所施設と連携して、社会資源を知るための同行支援やグループワークなど、ピアサポーターの活動場数を創出する。</li> <li>・ピアサポーターが、サポーター活動に対するやりがいや楽しさを継続的にもち続けられるように、ピアサポーターが活動成果の発表の場やサポーター同志が交流する機会を持つ。</li> </ul>

#### (4) 第4期への引き継ぎおよび提案事項等

<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者が地域で活躍できる場の創出や、障害に対する普及・啓発を促し、障害がある人もない人も共に支えあう仕組みを作る。</li> <li>・重複障害の長期入院者の退院支援における、社会資源や関係機関の役割を考える。</li> <li>・本人の住みたいと思う地域に退院ができるように、また本人が希望する地域生活を実現するための支援について考える。</li> <li>・ピアサポーターの育成と活用</li> <li>・地域住民の理解とネットワークづくり</li> </ul>
---

## (5) 発達障害支援部会(大泉障害者地域生活支援センターさくら)

### (1) 専門部会の検討テーマ・目的

大人の発達障害に対する支援のあり方に関する協議を行う。

### (2) 専門部会の開催状況と主な協議内容

回	年月日	主な協議内容
第1回	平成 25 年 10 月 11 日	各委員が所属する機関の機能、発達障害との関わり、必要と考える支援等について意見交換を行った。
第2回	平成 26 年 1 月 31 日	発達障害者支援に係る課題の全体像の確認および各課題の改善案について協議
第3回	平成 26 年 5 月 27 日	練馬区障害者計画・第四期障害福祉計画策定に向けて、成人期の発達障害支援を推進するための意見について協議
第4回	平成 26 年 10 月 7 日	「つくりっこの家クラブハウス」の発達障害者への取組、障害者地域生活支援センターで実施している「発達障害者等のSST」について報告を受け、発達障害の課題や支援の有効性等について共有した。
第5回	平成 27 年 3 月 10 日	大泉障害者地域生活支援センターの発達障害についての取組と事例報告を受け、発達障害者への支援と関係機関の連携について協議
第6回	平成 27 年 6 月 4 日	事例検討をもとに、発達障害支援策に関する課題の整理と、課題に対する対応策について協議
第7回	平成 27 年 10 月 6 日	発達障害者支援事例をもとに、第3期専門部会のまとめと、次につながる課題について協議
第8回	平成 28 年 1 月 12 日	「(仮称)発達障害者支援連絡会」の設置に関する協議

(3) 部会の協議の中で見えてきた課題

課題1: (当初設定した課題)学齢期から成人期の支援の移行 →家族支援、相談窓口、情報提供の課題へと展開	
現状	<p>こども発達支援センター等により学齢期までの療育が提供されるようになった結果、今後は学齢期から成人期への支援移行が課題になると当初考えた。協議の中で、発達障害における「切れ目のない支援」は、成人期以降に障害が顕在化する人、手帳の範疇に含まれない発達障害者等、既存のサービスを利用していない人が対象となる場合が多いため、機関から機関への移行ではなく、家族を軸としたいつでも相談できる環境作りではないかと考えられた。</p>
課題に対する意見	<p>1 成人期を議論する前提としての学齢期までの課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①乳幼児期から学齢期に移行する際に支援の途切れが見られる。</li> <li>②学齢期への移行時に家族の検査に対する「選別」不安が強い。</li> <li>③学校では教員、支援員との連携が難しい。</li> <li>④特別支援学校に発達障害が増加する一方、その後の進路選択が困難</li> <li>⑤早期発見、早期療育を受けた者の課題は、比較的少ない。</li> <li>⑥早期発見、早期療育に繋がることのできる窓口が多数必要</li> </ul> <p>2 相談窓口 窓口機能として以下が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①乳幼児期から成人期すべての場面で支援につながる窓口</li> <li>②窓口機関はアセスメント機能を持つか、アセスメントできる機関につなげられる。</li> <li>③各ライフステージに環境調整を行う支援者が必要</li> <li>④本人、家族、支援機関、就労先等いずれもが相談できる窓口</li> <li>⑤本人、家族が発達障害と認識していない場合や、「障害」の名称が支援に繋がる障壁になる場合がある。輪郭が曖昧な障害像であることから、「障害」を相談の入り口とするのではなく「生きにくさ」「困り感」を受け止めるような窓口の設定が求められる。</li> </ul> <p>3 情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①発達障害者支援のプラスのイメージとなるプロセスモデルの提示と、発達障害の理解促進が必要</li> <li>②診断は、その後の道筋を示すものではない。窓口とその後の支援が、道筋を示す役割を担う必要がある。</li> <li>③生涯を通じて相談や対応ができる医療機関が少なすぎるため、情報を集約し医療につなげられる窓口にする。</li> <li>④対応できる福祉サービスが少ないため、区のしおりのような網羅的な一覧表からは情報を得にくく改善を要する。</li> <li>⑤区のホームページの子育て支援分野のように「発達障害」で検索するとNPO 団体やボランティアにリンクするような仕組みがほしい。</li> </ul> <p>4 家族支援の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①障害特性により、家族は育児困難感を抱きやすい。子育て支援が必須</li> <li>②家族が発達障害者との間で悪循環のパターンに陥り、本人の状態悪化や家族関係を破たんに至ることが多い。家族支援が必ず必要</li> <li>③家族同士の情報交換の場が求められている。</li> <li>④モデル事業として、家族支援のグループワークを区内で取り組みたい。</li> </ul>

解決に向けた取組	<p>現在ある取り組みを共有しその有効性や必要な機能を検討した。</p> <p>①療育の内容と効果(I'm OK の会)</p> <p>②家族支援グループワーク(I'm OK の会)</p>
----------	---

課題2：（当初設定した課題）成人期の発達障害支援方法（仕組み）の確立	
現状	<p>手帳を持つがサービスにつながっていない、手帳の未取得、手帳の範疇外等によりニーズが顕在化しない特徴がある。一方、若者サポートステーション利用者や引きこもり等に相当数の発達障害者が含まれている。また、保健相談所や相談支援機関に二次障害を発症した者の相談がある。引きこもり、二次障害を未然に防ぐ仕組みの整備が急務である。</p> <p>相談機関、サービス利用等につながっている場合であっても、各機関の支援方法ではうまくいかない場合が多く、試行錯誤している状況であり、明らかな支援手法が確立されていない。</p> <p>成人期の発達障害の支援ニーズおよび支援機関のニーズを受け止め、サービスが提供できる仕組みを作る必要がある。</p>
課題に対する意見	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 成人期の発達障害の支援ニーズの発生プロセスの確認(別表)</li> <li>2 支援の仕組みに必要な機能(活動プログラムの提供等) <ol style="list-style-type: none"> <li>①アセスメント(簡易な方法ででき、傾向と支援の方向性が見出せる)</li> <li>②個別性に柔軟に対応できる。</li> <li>③環境調整の機能を持つ。</li> <li>④抱えている関係性の課題に対する再学習のプログラム</li> <li>⑤課題発生を未然に防ぐ発達障害を対象にした SST</li> <li>⑥障害手帳の有無、障害種別の枠組みを超えた居場所の設定</li> <li>⑦作業場面(グループダイナミクスを持つリアルな場の重要性)</li> <li>⑧承認される環境、自己理解、自己承認の場</li> <li>⑨就労者の課題(就労への移行、再学習、マッチング)</li> <li>⑩就業前の就業環境の調整機能</li> <li>⑪既に就業している者への企業支援と就業しながらの再学習の場</li> <li>⑫各機関の発達障害に対する理解促進と支援力の向上 (練馬障害福祉人材育成・研修センターカリキュラムに専門講座を設けてはどうか)</li> <li>⑬自らの障害の言語化と共感が有効(ピア・カウンセリング)</li> </ol> </li> </ol>
解決に向けた取組	<p>現在ある取り組みを共有し、その有効性や必要な機能を検討した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①多様性の承認と居場所、自己承認(つくりっこクラブハウス)</li> <li>②成人期の発達障害の SST(きらら・ういんぐ)</li> <li>③当事者の講演の紹介(さくら講座 東京都自閉症協会 片岡聡氏)</li> <li>④アセスメント・ツールの情報提供(ヴァインランドⅡ)</li> <li>⑤ピア・カウンセリングの紹介 (さくら講座 Alternative Space Necco)</li> </ol>

課題3：（当初設定した課題）サービスに繋がっていない支援困難な事例	
現状	成人期に発達障害の診断を受けた者、いずれのサービスにもつながっていない者の中には、不適応状態が重篤な者もあり、状態を改善する方策が見出せない場合も多くある。支援困難の構造を明らかにし、支援方法の端緒を探る。またネットワークによる支援の可能性を検討する。
課題に対する意見	<p>検討した事例にみられる傾向は以下のとおり。</p> <p>1 攻撃性が高く支援関係が成立しにくい事例</p> <p>①高い攻撃性は必ずしも発達障害によるものではなく、周囲の不適切な関わりによって二次的な障害により生じることが考えられる。</p> <p>②立て直しには支援、集団での再学習が必要となるが、強い対人不信は支援、集団参加を阻害するため、機会を得られない状態となる。</p> <p>[対応]</p> <p>サービス利用を試みたが他者への攻撃性が生じ利用困難。かろうじて相談支援関係が成立しているため、個別的な生活支援を中心にアプローチ。</p> <p>2 引きこもりの事例</p> <p>①発達障害が明らかでない状態で企業就労し数年後に職場で不適応状態となり重度の鬱により精神科疾患を二次発症し離職。以後長期間引きこもり。</p> <p>②医療への不信感から医療受診が困難。強迫神経症により外出が困難であり、再学習、社会参加のプログラムに参加できない。</p> <p>③保健師等の訪問に対して長時間の論理的な攻撃を行い、相談支援関係が成立しない。</p> <p>[対応]</p> <p>外出ができないため、来所による支援は不可能。家庭訪問により本人状態を確認し、保健相談所のアウトリーチ支援につなげる。</p> <p>このように、発達障害の中には課題2で提案した活動プログラム参加への阻害要因がある者がいるため、高い個別性を持った支援、アウトリーチ支援の活用が必要となる場合がある。また、複数の支援機関がアプローチを試みている場合があるが、情報共有がなされていないのが現状である。困難性が高い事例に対してのネットワーク支援の有効性を検討する必要がある。</p> <p>3 障害が明らかでない就業者、手帳未取得者の就労課題</p> <p>①発達障害が明らかでないまま一般雇用で就労し不適応状態にある者は、潜在的にある程度いるが把握できず、また支援策がない現状</p> <p>②手帳未取得の発達障害者は、求職活動の困難により顕在化することがある。手帳が取れない場合には障害者雇用にカウントされないため、企業の雇用は進まない現状にある。障害関連の制度の適用ができない。</p> <p>③ハローワーク専門援助第二部門の求職相談は、手帳の有無を問わない。</p>
解決に向けた取組	<p>保健相談所から生活支援センターに紹介された家庭内で関係性の悪循環を生じ生活困難になりつつある事例について、センターが本人、家族と面談の上、I'm OK の会に相談。都外の民間入所事業の紹介を受けて情報提供し課題解決に至った。</p> <p>この他、発達障害に加え二次障害で鬱を発症した事例で、発達を考慮しない抗鬱剤処方では症状が重篤化した事例、発達障害で対人援助職に就きパニック障害を発症した事例等を紹介した。これら以外にもいくつかの事例では、部会内委員相互に機関を紹介し合い、発達障害支援部会を通じてネットワーク支援を開始している。発達障害支援部会は支援施策の検討とともに、事例検討とネットワーク支援の機能を一部担うようになっている。</p>

課題4：（派生した課題）発達障害に関する専門ネットワークのあり方	
現状	<p>区民は発達障害の窓口がいずれかがわかりにくい。管轄と窓口を定める必要がある。</p> <p>また、発達障害を受け入れる通所サービス等が増える一方で、支援方法で困る時にはつくりっこの家やういんぐに問い合わせているのが現状である。このような支援機関からの相談をネットワークで受け止められるようにしたい。</p>
課題に対する意見	<p>1 ネットワークに求める機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①保健、医療、福祉それぞれのサービス等の情報を共有する。</li> <li>②発達障害支援について区内で情報が集約される場</li> <li>③発達障害支援に関する情報が区内に周知される仕組み</li> <li>④医療機関、医師につなぐ選択肢を持つ。</li> <li>⑤区内の支援機関がいずれも窓口になれる区内の大きなネットワークと中心にある「情報局」のような小さな専門的ネットワーク</li> </ul> <p>2 支援においてネットワークに期待する効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①支援困難な事例をネットワークにつなげれば解決策が見いだせる。</li> <li>②ネットワーク支援により支援の滞留や支援方針の動揺が起きにくい。</li> </ul> <p>3 ネットワークの構成者</p> <p>発達障害の支援は、既存の障害者のサービスの種別や領域に当てはまらない点に課題がある。したがって、ネットワーク会議も多様な委員がいるコミュニティのようなあり方が有効ではないか。</p> <p>4 潜在的なニーズの調査</p> <p>発達障害者の数が把握困難であることから、ニーズが顕在化しない点が発達障害の特徴である。下記のような方法で調査を行ってはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①自立支援医療統計の広汎性発達障害による二次発症者数把握</li> <li>②保健相談所アウトリーチ事業対象者</li> <li>③若者サポートステーションへの調査</li> </ul>
解決に向けた取組	<p>新たな連絡会のあり方への提案のため、取組は行っていない。</p>

#### (4) 新たに設置される(仮称)発達障害支援連絡会について

練馬区が障害者計画を踏まえ平成 28 年度に(仮称)発達障害支援連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する予定。これまでの協議との関連で、そのあり方について意見が挙がった。

##### 1 会議の目的と名称について

- ①発達障害者の支援システムを具体的に推進する場と明確に位置付けてほしい。
- ②連絡会という名称が連絡調整を想起させる。「積極的な仕組み作りを推進する場」を表す名称にしてほしい。

##### 2 連絡会構成員について

- ①教育機関を入れてほしい。
- ②臨床の知見を持つ医療関係者として医師、作業療法士、臨床発達心理士の参加を検討してほしい。
- ③家族支援の視点が重要なため、親の会団体関係者等を入れてほしい。
- ④発達障害に関わるトラブルがあるため、協議内容によっては弁護士等が参加できる等、柔軟な組織にしてほしい。
- ⑤発達障害支援部会は支援者を中心に構成されているが、今後のより具体的な仕組の検討にあたっては専門職の視点を重視してほしい。

##### 3 協議のあり方について

- ①発達障害支援部会の協議をとおして、潜在的なニーズが地域内にあることがわかった。連絡会では改めて調査から開始せずに仕組作りの協議を始めてほしい。
- ②支援の仕組作りにあたっては、既存の草の根的な取り組みをシステムに取り込んでほしい。
- ③具体的な事例に対するネットワーク支援は別の場を設定する等、仕組作りの協議とは分け、より有効な協議を行いたい。

##### 4 連絡会から生まれる業務について

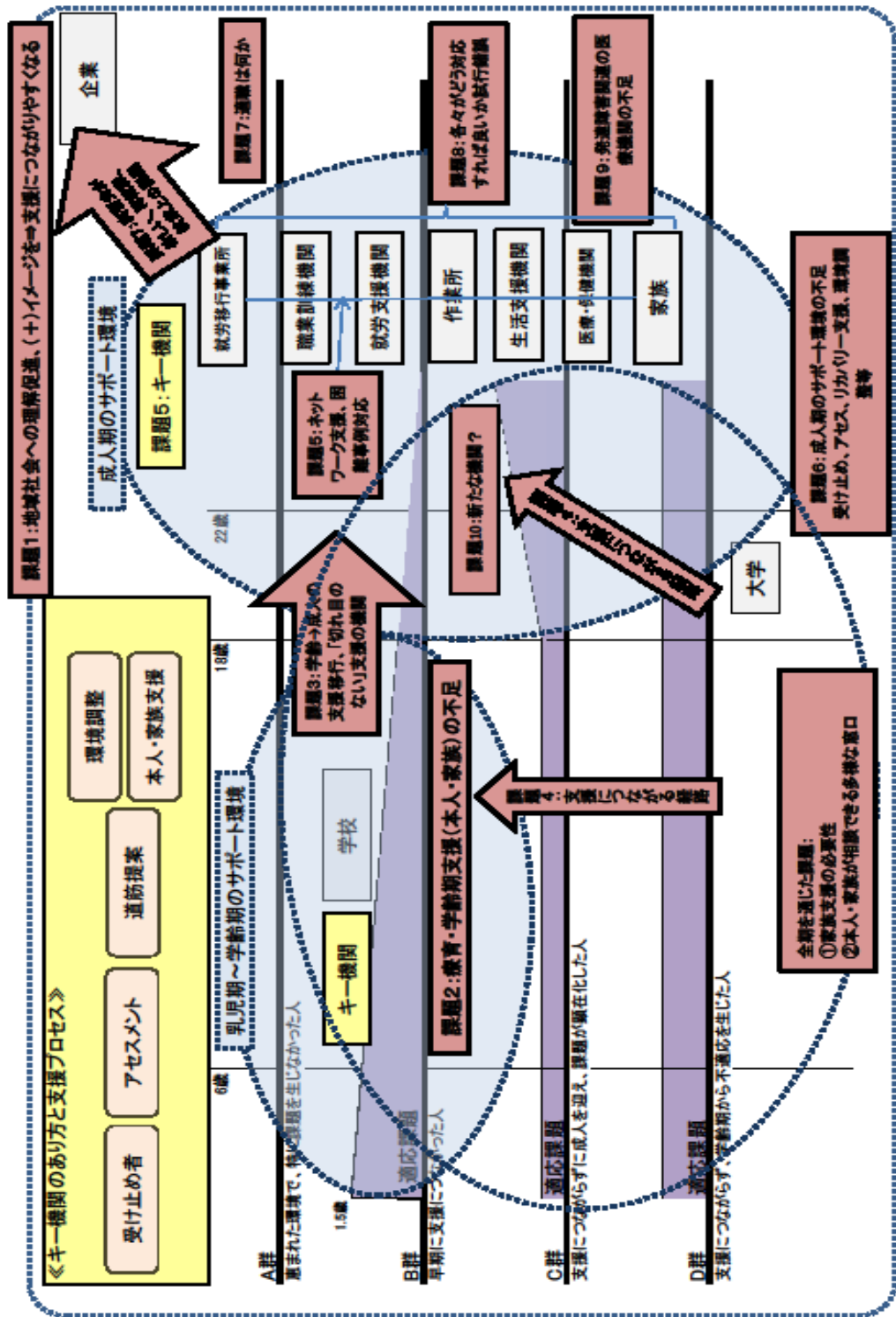
- ①発達障害の窓口において、アセスメント等を行う人の研修等、各機関に新たな業務が発生する。
- ②有効に機能する情報共有の仕組み作りを目指せば、ある程度の業務量が予想され、これを他業務との兼務で、連絡会で行うのは難しい。
- ③協議結果によっては、事業化や予算化が必要になると考える。

##### 5 連絡会への引き継ぎ事項

部会での協議はそれぞれの取組から得られた知見であり非常に有効であると考えため、全項目を新たな連絡会に引き継ぐ。

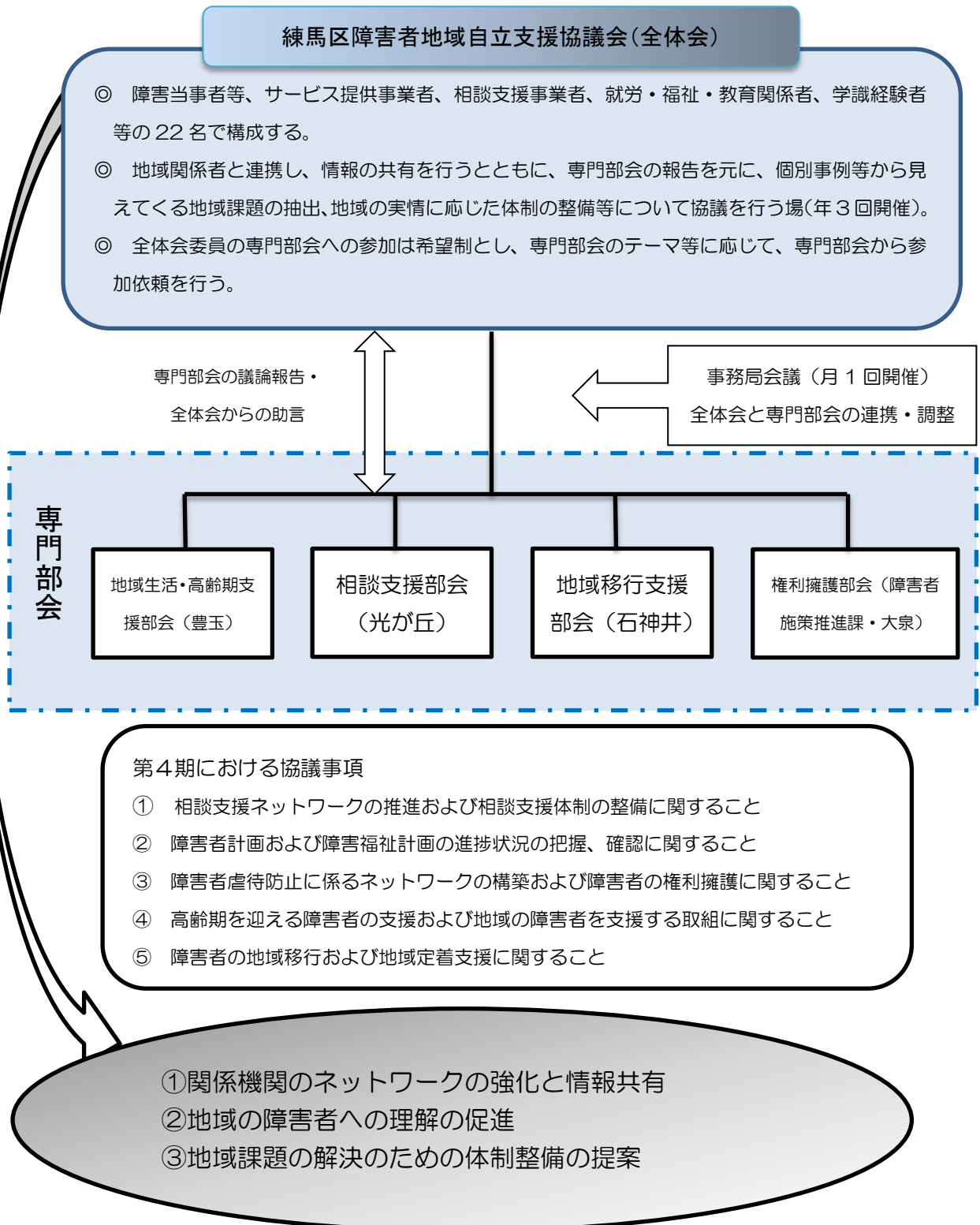


【参考資料】発達障害支援の概要と課題(試案)(練馬区地域自立支援協議会発達障害支援部会)



## 4 第4期練馬区障害者地域自立支援協議会の方向性

### (1) 第4期練馬区障害者地域自立支援協議会の体制



## (2) 第4期自立支援協議会全体会委員構成

下記、内訳のとおり全体会委員の人数は22名とする。

なお、協議内容により、当事者等から、意見を述べてもらう機会を設ける。

選出区分	内訳
障害者等およびその家族	区内障害者団体
サービス提供事業者	障害福祉サービス事業者
	介護サービス事業者
就労関係者	公共職業安定所等
相談支援事業者	相談支援事業者 (障害者地域生活支援センター)
福祉関係者	民生委員
教育関係者	教育関係者
学識経験者	学識経験者
	医療関係者

## (3) 第4期自立支援協議会専門部会の設置

地域における課題の抽出と協議を行う場として、これまでの協議および障害福祉事業等に関する課題を踏まえて、つぎの専門部会を設置する。

なお、障害者地域生活支援センターおよび障害者施策推進課において専門部会の事務局を担当する。

部会	事務局	概要	主な協議テーマ
権利擁護部会	障害者施策推進課  大泉障害者地域生活支援センター	障害者虐待防止に係るネットワークの構築に関すること および障害者の権利擁護の推進に関する協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者虐待防止に関すること。</li> <li>・障害者の権利擁護の推進に関すること。</li> <li>・地域における障害理解の促進に関すること。</li> </ul>

地域生活・高齢期支援部会	豊玉障害者地域生活支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の高齢化や重度化、「親亡き後」に備えて、障害者等の生活を地域全体で支えるための支援に関する協議</li> <li>・高齢化の課題への対応や、高齢期を迎える障害者の支援に関する協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の地域生活を支えるための具体的な取組や必要な施策、関係機関の有機的連携等に関すること。</li> <li>・地域生活支援拠点の整備に関すること。</li> <li>・高齢期を迎える障害者への支援に関する課題の抽出、整理、具体的な対応に関すること。</li> </ul>
相談支援部会	光が丘障害者地域生活支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援ネットワークの推進と相談支援の体制整備に関する協議を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援に対する課題の抽出、整理、具体的な対応に関すること。</li> <li>・相談支援に係るネットワークに関すること。</li> <li>・ケアマネジメント体制の強化に関すること。</li> </ul>
地域移行部会	石神井障害者地域生活支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の地域移行および地域定着の支援に関する協議を行う。</li> <li>・障害者の住まいに関すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域移行、地域定着支援の推進に関すること。</li> <li>・地域での暮らしを続けるために必要な支援の充実に関すること。</li> <li>・障害者が賃貸住宅で円滑に住居を選び、継続して居住するための支援に関すること。</li> </ul>

※ 第3期で新たに設置した発達障害支援部会は、平成28年度に設置する（仮称）発達障害支援連絡会に移行し、より具体的な施策を検討する。

**【資料】**

1	練馬区障害者地域自立支援協議会意見書	P 43
2	練馬区障害者地域自立支援協議会設置要綱	P 52
3	練馬区障害者地域自立支援協議会名簿	P 54

## 1 練馬区障害者地域自立支援協議会意見書

平成 26 年 7 月 7 日

練馬区長 前川 耀男 様

練馬区障害者地域自立支援協議会  
会長 高橋 紘士

### 練馬区障害者計画および第四期練馬区障害福祉計画に対する意見

障害者福祉の関連法令は平成 17 年 10 月の障害者自立支援法の成立以降、様々な改正・制定を重ねています。また、平成 25 年 6 月に成立した障害者差別解消法（平成 28 年 4 月施行）や平成 26 年 1 月の障害者権利条約の批准を踏まえ、法の趣旨を反映した計画の策定を進める必要があります。

第三期練馬区障害者地域自立支援協議会では、練馬区が重点的に検討すべき課題に基づき、障害者施策推進課および障害者地域生活支援センター毎に課題別専門部会を 5 つ設置し、議論を深めており、下記の内容は、各専門部会の意見から共通の課題を抽出したものです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第 88 条において、障害福祉計画を定め、又は変更する場合においては、自立支援協議会から意見を聴くよう努めなければならないと規定されていることにより、練馬区障害者地域自立支援協議会の意見として具申いたします。

### 記

- 1 障害者の自立を促し、自分らしく地域で生活するためには、障害者の自己決定を尊重し、意思決定のための支援を行うことが重要である。このため、障害当事者が自分自身を権利の主体者として意識できるような機会を提供し、障害の特性に応じた適切な情報提供の充実を図る必要がある。
- 2 障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いの人権を尊重する共生社会の実現のためには、さまざまな地域活動等の機会を捉え、情報発信や啓発に積極的に取り組むことで障害理解を推進し、また障害当事者が多くの区民と顔を合わせて交流できる場を設けて、地域全体で障害者を支えるための理解者を増やしていく必要がある。

- 3 住み慣れた地域（練馬区）で将来にわたって暮らし続けていくために、障害者の地域生活支援を、現在の生活だけでなく、障害者自身の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、また病院や施設から地域移行する人たちへの支援を含めて、進めていく必要がある。このため、介護保険制度や心の問題等を含めた幅広い相談支援のネットワーク化を進め、福祉サービスの整備、グループホームの増設、公営住宅や民間賃貸住宅の活用等、住まいの選択肢拡充に向けた検討、将来の生活に向けた様々な体験の機会・場の提供を進めるなど、支援体制の充実を図る必要がある。
- 4 多くの障害者が家族と同居して暮らしている。また日常的な介護等の世話を家族が担っている場合が多い。このため、当事者支援の充実を図っていくことと合わせ、家族支援の取組が必要である。家族の負担軽減や相談支援の充実により、孤立化を防ぐことが、障害者支援につながっていく。

## 各専門部会の意見

### 1 権利擁護部会（障害者施策推進課）

関係機関の協力体制の強化をはじめとし、障害者虐待防止のネットワークを構築するための取組や障害者の自己決定支援のあり方等について、協議を行った。

#### (1) 虐待防止の体制づくりについて

- ① 家族および支援者による虐待のいずれも、兆候を見逃さず、早期の対応が重要。
- ② 家族による虐待防止には、家族への支援が重要である。例えば各ライフステージでの相談支援体制や、利用できるサービスの充実と周知があげられる。支援ニーズが生じやすい場面を検証してモデル化したり、障害者のしおり等を活用し、このようなサービスの利用によって生活が充実したという具体的な好事例を提示する。
- ③ 施設などに対しては、積極的な施設開放、第三者評価の活用、研修等が虐待防止の対応策として考えられる。研修については、各事業所が定期的・主体的に行うことで、より意識を高めることができるのではないかと。支援技術の向上により適切な対応をしていくことも重要である。
- ④ 雇用者による虐待については、労働施策やハローワークとの連携、アフターケア対策の充実が必要。
- ⑤ 何が虐待にあたるのか一般的に知られていないため、障害関連の窓口や学校等において、更なる広報活動が必要である。長期的な視点では地域の理解者を増やす取組が、地域による障害者、家族への支援につながる。弱い者いじめ、差別、偏見は形を変えて残っていることを意識して対応する必要がある。

#### (2) 地域の理解者を増やす取組

- ① 地域社会との交流の促進により相互理解を深めることができる。
- ② 障害者週間、フェスティバル、防災訓練、お祭り等を利用してキャンペーンを展開し、活躍する障害者、地域との具体的な交流等を紹介することで、障害者の権利を守ることの重要性を理解してもらいながら地域全体で取り組む流れができると良い。
- ③ 普通学級の中で、障害のある子と一緒に生活する過程により、将来的に支援者となる可能性がある。そのため、幼児期からの教育・啓発活動の取組が重要である。
- ④ 福祉施設等が地域理解促進のキーになる可能性が高いが、交番、警察等、社会資源に対する更なる理解促進や、コンビニエンスストアのセーフティステーションのような民間の取組など、様々な機関と連携して対応することが有効である。
- ⑤ 地域での集まりの場所をはじめ、当事者があらゆる場所に出ていくことが重要であり、その為にバリアフリー等ハード面の整備、ヘルパー施策の充実等ソフト



面のサービスの充実が必要である。

(3) 自己決定の支援について

- ① 障害当事者、家族に対して、自己受容、自己理解を支援する取組を行い、自分自身を権利の主体者として意識できるような機会を提供する必要がある。
- ② 支援者に対して、障害者の権利への理解促進の為、自己決定、虐待防止、後見制度、障害特性に応じた情報提供の方法などを研修に盛り込み、内容を充実させることが重要である。当事者の意向を言葉だけでなくしぐさや素振りからも受け止めていく必要がある。支援における自己決定場面の具体例、場面の捉え方を支援者が学習する機会を設け、支援力を高めていく。
- ③ 地域福祉権利擁護事業、成年後見制度の効果的な活用方法の PR が必要である。

(4) その他障害者施策全般について

- ① 差別解消法や権利条約の批准等、法制度の動きはあるが、現実はまだ差別は残っており、その事実を忘れずに対応していくことが必要である。
- ② 子供たちが障害者と一緒に生活して、差別偏見をなくし、地域で障害者を受け入れることで地域が豊かになる。教育に力を入れる施策が重要である。
- ③ 現状では当事者が入院すると介助が受けられない。入院時でも必要な介助が受けられるような仕組みを検討すべきではないか。

2 高齢期支援部会（練馬区立豊玉障害者地域生活支援センター）

障害者当事者および家族の高齢化に伴う課題の対応や、今後必要となる支援のあり方に関する協議を行った。

(1) 当事者(本人)支援(福祉サービス・日中活動・住まい等)について

- ① 住まいの選択肢(家族同居、ひとり暮らし、グループホーム、その他)が少ない。
- ② 日中の居場所になる所(インフォーマル・フォーマル)が身近な地域にあると良い。
- ③ 必要な情報を必要な人へ届ける工夫が必要。
- ④ サービス利用に踏み出せない人や、これからサービス利用が必要となってくる人に対して、価値観の変化を生み出すモデルケース作っていく。
- ⑤ つつじ荘やしらゆり荘の1枠を、福祉園利用者のような重度障害者の体験枠として活用できないか。

(2) 家族支援について

- ① 家族向けの勉強会・講座があると、外に出るきっかけとなり孤立化を防ぐことにもつながるため、高齢者福祉と障害者福祉のサービス、介護保険に関する勉強会等の実施が望まれる。
- ② 高齢者にもわかりやすい周知(ポスティング)の工夫が必要である。
- ③ グループホーム・ケアホームの家賃を含めた生活費が高額(9万円程度)になり、手

当や年金、作業所の工賃収入等ではまかないきれず、親の負担になる。

(3) ネットワーク等について

- ① 見守りの強化(自治会等との連携)、顔の見える関係づくり等の基盤作りが必要。
- ② 地域ケア会議を開催し、専門家の考えが明確になるので、警察、消防、保健師、医師、ソーシャルワーカー、町会長等、広範囲にわたるネットワークが必要。

(4) その他障害者施策全般について

- ① 相談支援事業の充実(基本相談、計画相談の充実、相談できる場所の増)
- ② 移動支援サービスの利用範囲の拡大(他サービスの利用時、就労、通学等)
- ③ グループホームの設置基準の柔軟な対応
- ④ 支援者の人材育成

3 相談支援部会(練馬区立光が丘障害者地域生活支援センター)

計画相談支援の課題の抽出と、相談支援のネットワークづくりおよび地域の相談支援事業者の育成支援について、協議を行った。

(1) 精神障害者の特性に応じた対応について

- ① 具体的な支援に繋がる前の相談段階において、信頼関係の構築にかなりの時間を要する。精神障害者のケースが確実に増加している中で、困難性が増している。
- ② 初めて会う人、知らない人に対する抵抗感が強く、相談支援事業所へつなぐことが難しい場合があり、セルフプランの対応が望ましいケースがある。

(2) フォーマル面における連携はとれているが、インフォーマルな面から情報収集をすることは困難である。また、インフォーマルな資源の活用という観点では、どのような資源があるか把握できておらず、活用に至らない。

(3) 計画相談により各関係機関における情報共有はしやすくなったが、まだ不十分である。

(4) 平成26年3月時点の実績では、練馬区の計画作成の進捗状況は23区においてトップではあるが、セルフプランの割合が高い。いかに相談支援事業所を増やしていくか、量と質の問題がある。

(5) その他障害者施策全般について

- ① 就労について、区内在勤の障害者は16%。自宅から近場で通いやすい職場が最適な障害者が多いので、区内企業の障害理解の促進を図っていく必要がある。
- ② 居宅介護事業所におけるヘルパーの人材が不足している。人材確保が課題である。
- ③ 一般区民に福祉避難所のことが周知されていない。障害者当事者・家族の避難訓練の参加率が低いため、民生委員としては顔の見える関係づくりをしていきたい。
- ④ 練馬区として、計画相談の現状を把握し、国等に報告をあげていくべきではないか。

#### 4 地域移行部会（練馬区立石神井障害者地域生活支援センター）

障害者の地域移行・地域生活の定着に向けて必要な支援体制等について、協議を行った。

##### (1) 地域生活する上で必要と思われる福祉サービスについて

- ① 障害が重い人でも利用できるグループホームや滞在型のグループホーム
- ② 空き家や公営住宅を活用するなど、住居支援の対策を具体的に考える必要がある。
- ③ 不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主等との入居契約手続き等の入居支援
- ④ 休息、家族調整などにフレキシブルに利用可能なショートステイ
- ⑤ 作業所の体験利用など、入院中から利用できる日中活動の場
- ⑥ 日常的な金銭管理をメインとした福祉サービス（日常生活自立支援事業では非該当）

##### (2) 緊急時の対応について（対応策・必要な資源等）

- ① 多面的なサポート、医療スタッフ等が自宅に訪問するアウトリーチ事業
- ② 緊急コール等、24時間の対応と災害時の相談体制の整備
- ③ 日頃からの備えとともに支援者との関係維持が大切。キーマンの支援者の必要性

##### (3) 相談支援体制の充実と関係機関のネットワークについて

- ① 医療・福祉・保健・教育・雇用の連携
- ② 地域での支援ネットワークづくりと退院に向けたネットワーク会議
- ③ 保健師や相談支援事業者へ病棟から本人の情報の丁寧な引き継ぎ
- ④ 家族との信頼関係の構築と相談支援体制の充実
- ⑤ 相談支援事業所の充実・拡大を図るために、報酬単価の増額が望ましい。また、事業所数を増やすだけでなく質と量の確保を図る。
- ⑥ 特定の相談支援事業所に集中しないように、ケースを分散して支援者のパワーバランスを図る。
- ⑦ グループホームから一般住宅への入居を希望している障害者に対し、相談支援機関が24時間体制で相談・助言等、必要な調整を行う。

##### (4) その他障害者施策全般について

- ① 施設基準は、ハードとソフトそれぞれで利用者の特性や程度ごとに合せた基準の適用が必要。
- ② 障害者差別解消法の制定や障害者権利条約の批准を受け、当事者を含む区民全体の議論等を経て、練馬区においても障害者の権利に関する条例等を策定するべきである。
- ③ 地域住民に対して、病気や障害への理解・啓発や困っている人がいたらどこにつ

なぐか等の情報提供が必要。

- ④ 相談窓口の周知徹底や情報を伝える場の創設が必要。
- ⑤ 人材の育成、福祉教育の推進。
- ⑥ 気軽に集える場などの居場所づくり

## 5 発達障害支援部会（練馬区立大泉障害者地域生活支援センター）

発達障害を抱える方に対する支援等の現況を踏まえ、課題の抽出と必要とされる支援について、協議を行った。

### (1) 発達障害の当事者、家族が相談できる窓口について

#### 窓口に必要な機能

- ① 障害の範疇の幅が広く曖昧なこと、乳幼児期から成人期など様々なライフステージでニーズが発生することから、ライフステージの全ての期間に対応でき、家族を軸としたいつでも相談できる環境作りを行うこと。
- ② 発達障害は、乳幼児期に育児困難感を生じること、学齢期への移行時に大きな不安や葛藤を抱えること、子どもの成長、また成人期にかけて、家族との関係性が悪循環となるパターンを持つこと等が多いため、本人支援だけではなく家族支援の機能や、適切な情報提供ができる機能を持つこと。
- ③ 早期発見、早期療育の効果が高いため、家族の相談を受ける窓口は成人の相談機関の一次受付窓口を含めて、できるだけ多く設置すること。
- ④ 保健相談所に来所する発達障害者は二次障害を発症した人が中心であり、社会参加への道筋を見出せなければ引きこもりになってしまう現状がある。二次障害を発症する前に相談できる場であること。

#### 具体的な方法案

- ① 発達障害に関する連絡会の設置
  - ② 練馬区の担当窓口の整理
  - ③ 既存の機関に発達障害の相談を受けられる専門的な職員を配置する、または職員の専門性の向上を図る。
  - ④ 乳幼児期、学齢期、成人期の相談窓口を区内に周知する。
- ### (2) 発達障害の家族支援について
- ① 成人期、青年期の発達障害の家族支援プログラム（SST、講習会）の実施。
  - ② 家族同士の発達障害に関する情報交換の場が必要である。
- ### (3) 発達障害を支援する場の設置について
- ① 障害像の輪郭が曖昧であり、発達障害と気付かずに苦勞して社会に適応している人が多いことや手帳を取得していない人が多いこと等から、福祉サービスに繋がっていない人や成人期に不適応状態となる人が多いが、発達障害がわかってか

ら立て直しをする場がない。

- ② ソーシャルスキルトレーニングが有効的であるが、発達障害を対象として実施している医療機関は非常に少ないため、まずはその手法の紹介が必要である。
- ③ 自らの障害の言語化と共感が非常に有効と思われる。区立施設や作業所等の場の提供により、ピア（グループ）が出向き、グループワークを行う等のセルフヘルプ活動の側面的支援が行えないか。また、専門的な人材の配置についても検討が必要である。

#### 求められる機能等

- ① 各ライフステージで、環境の調整を行う役割の支援者が必要
  - ② 承認される環境や自己理解ができる場、自己承認できる場
  - ③ 本人が抱える対人関係の課題について再学習できる場
  - ④ 障害手帳有無、種別の枠組みを超えた居場所の設定
  - ⑤ 就労への移行や実習の場、就労中に課題が生じた場合の再学習の場
  - ⑥ 発達障害に対応できる医療機関が増えること。
  - ⑦ 発達障害の支援を組み立てる際にはアセスメントを必要とするため、アセスメントが実施できる、またはアセスメントできる機関に繋がれること。
  - ⑧ 成人期のニーズを解決できる立て直しのプログラム（SST等）の実施
- (4) 発達障害関連サービスの情報提供について
- ① 手帳を取得していない発達障害者が多く、対応できる福祉サービスがほとんどないため「障害者福祉のしおり」のような網羅的な一覧表からは情報を得にくい。
  - ② 区のホームページで、子育て支援の分野にあるように、「発達障害」で検索するとNPO団体やボランティア等にリンクするような仕組みがほしい。
  - ③ 発達障害のプラスイメージを持てることも一つの目的として、サービス利用等による、現在や将来の生活像が見えるようなモデルが提示できるようなものがほしい。
- (5) 各支援機関や地域の発達障害への理解促進について
- 各支援機関が発達障害への対応を十分に行えず試行錯誤している。通所支援等の新たな機関を整備する以前に、既存の支援機関全体の理解促進を図り、適切な対応ができる窓口を広げていく必要がある。

#### 理解促進に関する具体的な内容

- ① 発達障害の特徴と支援手法の周知（ライフステージの中での発達障害による課題発生イメージを含む。）
  - ② ネットワークによる支援手法や中心となる機関の役割像を明確にする。
  - ③ プラスのイメージにつながるモデルプロセス作り（地域での理解促進）
- (6) その他
- 手帳を取得していない発達障害者が多く、潜在的な数が把握できないため、必要

な支援環境作りが進まない要因でもある。発達障害者数とニーズを把握する必要がある。

- ① 自立支援医療受給者統計の中に広汎性発達障害の分類項目があるため、二次障害を発症している発達障害者数は把握できる。
- ② 保健相談所のアウトリーチ事業等の対象者に発達障害が多く含まれている。
- ③ 若者サポートステーションにも、発達の課題からくる就職等のつまづきにより事業を利用する方もいる。

## 2 練馬区障害者地域自立支援協議会設置要綱(平成 28 年3月現在)

平成 19 年 12 月 18 日

19 練福障第 10943 号

### 練馬区障害者地域自立支援協議会設置要綱

#### (目的)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 89 条の 3 第 1 項に基づき、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体ならびに障害者等およびその家族ならびに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される練馬区障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

#### (協議事項)

第 2 条 協議会は、つぎに掲げる事項について協議を行う。

- (1) 相談支援事業の運営に関すること
- (2) 相談支援事業の調整に関すること
- (3) 障害者施策に関すること
- (4) その他協議会において必要と認めること

#### (構成)

第 3 条 協議会は、つぎに掲げる者をもって委員とし、22 名以内で構成する。

- |                   |       |
|-------------------|-------|
| (1) 障害当事者等        | 8 名以内 |
| (2) 障害サービス提供事業者   | 4 名以内 |
| (3) 教育関係者         | 1 名以内 |
| (4) 福祉関係者         | 1 名以内 |
| (5) 就労関係者         | 2 名以内 |
| (6) 地域生活支援センター施設長 | 4 名以内 |
| (7) 学識経験者         | 2 名以内 |

- 2 協議会に会長および副会長を置く。
- 3 会長は委員の互選により学識経験者から選出し、副会長は会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任命および任期)

第4条 協議会の委員は、区長が委嘱する。

2 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴取できる。

(専門部会)

第6条 協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(守秘義務)

第7条 協議会の委員は、正当な理由なく、会議の内容その他職務上知り得た情報を漏らしてはならない。委員は、その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 協議会の円滑な運営を図るため、福祉部障害者施策推進課に事務局を置き、協議会の庶務は事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成19年12月18日から施行する。

2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第4条第2項の規定に

かわらず、平成22年3月31日までとする。

付 則 (平成22年5月25日練福障第493号)

この要綱は、平成22年5月31日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則 (平成25年6月14日練福障第526号)

この要綱は、平成25年6月14日から施行し、同年4月1日から適用する。



### 3 練馬区障害者地域自立支援協議会名簿

所属等欄は委員委嘱時のものです。

全体会および専門部会の委員名簿は、平成 27 年度のものであります。

#### (1) 全体会委員名簿 【計 22 名・敬称略】

選出区分	氏名	所属等	
障害者福祉関係者 (1) 障害当事者等	森山 瑞江	練馬手をつなぐ親の会 会長	
	佐藤 英明	NPO法人練馬精神障害者家族会 副理事長	
	的野 碩郎	練馬区視覚障害者福祉協会 会長	
	市川 明臣	練馬区聴覚障害者協会 会長	
	田中 康子	練馬区肢体不自由児者父母の会 副会長	
	森下 叔彦	練馬区身体障害者福祉協会 相談役	
	河合 幼	練馬障がい児者を持つ親の会 事務局長	
(2) サービス提供事業者	野田 直樹	練馬区介護人派遣センター	
	有馬 紀子	居宅系サービス	訪問介護事業所 縁 副理事長
	金井 仁夫	居住系サービス	グループホーム和泉 管理者
	柴田 秀治	日中活動系サービス	えごのみ（就労継続支援B型事業所） 施設長
(3) 相談支援事業者	栗原 三津子	児童系サービス	放課後等デイサービス すまいる・スプラウト 施設長・管理者
	岩田 敏洋	相談支援事業	練馬区立豊玉障害者地域生活支援センター（きらら） 所長
	三澤 朋洋	相談支援事業	練馬区立光が丘障害者地域生活支援センター（すてっぷ） 所長
	千葉 三和子	相談支援事業	練馬区立石神井障害者地域生活支援センター（ういんぐ） 所長
(4) 福祉関係者	藤巻 鉄士	相談支援事業	練馬区立大泉障害者地域生活支援センター（さくら） 所長
就労関係者	古畑 弘子	民生委員	練馬区民生児童委員協議会 石神井町・下石神井地区会長
	山形 晋也	池袋公共職業安定所（ハローワーク） 統括職業指導官	
教育関係者	萱野 貴	公益財団法人練馬区障害者就労促進協会（レインボーワーク） 事務局長	
	林 徹	都立練馬特別支援学校 主任教諭	
学識経験者	高橋 紘士	（一般財団法人）高齢者住宅財団理事長	
	金杉 和夫	一般社団法人練馬区医師会 理事 医療法人社団地精会 金杉クリニック院長	

## (2) 全体会 区職員出席者名簿

職 名	氏 名
福祉部長	大羽 康弘
福祉部 管理課長	羽生 慶一郎
福祉部 障害者施策推進課長 福祉部 障害者サービス調整担当課長兼務	山崎 直子
福祉部 石神井総合福祉事務所長	桑原 修
健康部 保健予防課長	中坪 直樹
健康部 関保健相談所長	竹内 康雄
福祉部 障害者施策推進課就労支援係長	水元 幸子
<b>【事務局】</b> 福祉部 障害者施策推進課 事業計画担当係	

## (3) 権利擁護部会(障害者施策推進課)委員名簿

所 属	氏 名
練馬区視覚障害者福祉協会会長	的野 碩郎
練馬区聴覚障害者協会会長	市川 明臣
練馬区介護人派遣センター	野田 直樹
練馬区光が丘総合福祉事務所知的障害者担当係長	高橋 泉
練馬区健康部保健予防課精神保健係長	内田 勝幸
練馬区福祉部障害者施策推進課管理係長	斉藤 敦
練馬区福祉部大泉学園町福祉園副園長	倉田 俊彦
練馬区立大泉障害者地域生活支援センター所長	藤巻 鉄士
練馬区社会福祉協議会	美玉 典子
ウェルネスアンドワークス所長	久保 美希子
<b>【事務局】</b> 福祉部 障害者施策推進課 事業計画担当係	

(4) 高齢期支援部会(豊玉障害者地域生活支援センターきらら)委員名簿

所 属	氏 名
練馬手をつなぐ親の会 会長	森山 瑞江
NPO 法人練馬精神障害者家族会 副理事長	佐藤 英明
練馬区肢体不自由児者父母の会 副会長	田中 康子
えごのみ(就労継続支援B型事業所) 施設長	柴田 秀治
大泉病院 地域医療連携室長	田辺 安之
練馬区立心身障害者福祉センター 中途障害者通所事業 管理者	中村 博志
練馬区立氷川台福祉園 副園長	小嶋 康裕
練馬区健康部 豊玉保健相談所 地域保健係	飯島 佳代子
練馬区福祉部 練馬総合福祉事務所 地域包括支援係長	野口 一徳
練馬区福祉部 練馬総合福祉事務所 地域包括支援係次席	酒井 英子
【事務局】社会福祉法人練馬区社会福祉協議会経営管理課長 練馬区立豊玉障害者地域生活支援センター	椿 康宏 岩田 敏洋 岩崎 貴子

(5) 相談支援部会(光が丘障害者地域生活支援センターすてっぷ)委員名簿

所 属	氏 名
練馬区身体障害者福祉協会 相談役	森下 叔彦
放課後等デイサービス すまいる・スプラウト 施設長・管理者	栗原 三津子
公益財団法人練馬区障害者就労促進協会 (レインボーワーク) 事務局長	萱野 貴
ケアサポートサニーサイド	佐藤 真理子
ケアサービス伊東	広瀬 理恵子
民生児童委員光が丘協議会	秋間 ひろ美
社会福祉法人 練馬区社会福祉協議会	渡邊 由美
練馬区福祉部 光が丘総合福祉事務所 障害者支援係長	大島 正信
練馬区健康部 光が丘保健相談所 地域保健係	浜野 秀子
【事務局】練馬区立光が丘障害者地域生活支援センター	三澤 朋洋

(6) 地域移行部会(石神井障害者地域生活支援センターういんぐ)委員名簿

所 属	氏 名
グループホーム和泉 管理者	金井 仁夫
練馬区民生児童委員協議会 石神井町・下石神井地区会長	古畑 弘子
医療法人社団地精会 金杉クリニック院長	金杉 和夫
ほっとすぺーす練馬 所長	鈴木 英典
やまびこ三原荘 サービス管理責任者・世話人	渡辺 智生
ワークショップ石神井 所長	飯島 又三
大泉病院 地域医療連携室長	田辺 安之
陽和病院 相談室	熊谷 彰人
慈雲堂病院 地域連携推進部	雄谷 江利子
東京都立中部総合精神保健福祉センター 地域体制整備担当係長	河野 広子
練馬区健康部 石神井保健相談所 地域保健係長	徳永 ゆかり
【事務局】社会福祉法人練馬区社会福祉協議会経営管理課長 練馬区立石神井障害者地域生活支援センター	椿 康弘 千葉 三和子 林 優子 下川 ゆき子

(7) 発達障害支援部会(大泉障害者地域生活支援センターさくら)委員名簿

所 属	氏 名
練馬障がい児者を持つ親の会 事務局長	河合 幼
訪問介護事業所 縁 副理事長	有馬 紀子
池袋公共職業安定所 (ハローワーク) 統括職業指導官	山形 晋也
都立練馬特別支援学校 主任教諭	林 徹
練馬区立石神井障害者地域生活支援センター	林 優子
NPO 法人 Iam OK の会 代表	林田 道子
ねりま若者サポートステーション 所長 (NPO法人文化学習協同ネットワーク)	佐藤 礼子
社会福祉法人つくりっこの家 つくりっこの家クラブハウス	明石 寿美
練馬区福祉部 大泉総合福祉事務所 知的障害者担当係長	大橋 径一
練馬区健康部 大泉保健相談所 地域保健係長	大山 幸子
【事務局】練馬区立大泉障害者地域生活支援センター	藤巻 鉄士